

令和5年3月7日

令和5年第1回岬町議会定例会

第1日会議録

令和5年第1回（3月）岬町議会定例会第1日会議録

○令和5年3月7日（火）午前10時00分開議

○場 所 岬町役場3階 議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番 谷地泰平	2番 瀧見明彦	3番 奥野学
4番 中原晶	5番 坂原正勝	6番 反保多喜男
7番 辻下正純	8番 早川良	9番 竹原伸晃
10番 松尾匡	11番 道工晴久	12番 出口実

欠席議員 0名、欠員 0名、傍聴 24名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	まちづくり戦略室理事 兼人事担当課長	廣田尚司
副町長 中口守可	まちづくり戦略室 危機管理監	寺田晃久
副町長 松岡裕二	兼危機管理担当課長 総務部理事	栞山信幸
教育長 古橋重和	兼財政改革部理事 総務部 企画地方創生監	寺田武司
まちづくり戦略室長 兼町長公室長	川端慎也	しあわせ創造部総括理事 兼住民課長
総務部長 会計管理者	西啓介	しあわせ創造部理事 兼生活環境課長
財政改革部長 相馬進祐		しあわせ創造部理事
しあわせ創造部長 松井清幸		しあわせ創造部理事
都市整備部長 奥和平		都市整備部理事
教育次長兼指導課長 澤憲一		教育委員会事務局理事 兼生涯学習課長 兼青少年センター所長

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 増田 明

議会事務局係長 池田 雄哉

○会 期

令和5年3月7日から3月28日（22日）

○会議録署名議員

10番 松尾 匡 11番 道工 晴久

議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	令和5年度町政運営方針
日程第 4	一般質問

(午前10時00分 開会)

○出口 実議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和5年第1回岬町議会定例会を開会いたします。

ただいまの時刻は、午前10時00分です。

本日の出席議員は12名です。出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

○出口 実議長 これより、本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

今期、定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名をいたします。

10番、松尾 匡君、11番、道工晴久君、以上の2名の方をお願いをいたします。

○出口 実議長 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。今期の定例会の会期は、本日3月7日から3月28日までの22日間としたいと思います。

これに、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日3月7日から3月28日までの22日間と決定しました。

それでは、今期定例会の開会に当たりまして、町長からあいさつを求められていますので、これを許可します。

町長、田代 堯君。

○田代町長 ただいま議長のお許しを得ましたので、令和5年第1回定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、定例会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙中にも関わりませず、ご出席を賜り、心から御礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルスにつきましては、国において感染症法上の位置づけを5月8日に現在の2類相当から季節性インフルエンザ等と同じ5類に移行される方針が決定されました。

また、3月1日から中国から渡航者に対する水際対策が緩和され、さらに3月13日からは原則としてマスク着用は個人の判断に委ねるという方針が出されるなど、脱コロナの取組みが着実に進められているところです。

また、本町においても1月に開催した行事「協働のみさきの集い」が契機となり、3月5日には岬町観光協会主催イベントとして「よしもと岬町遊びつくし隊」任命式等が開催され、私も参加いたしました。本イベントにおいて、岬町の魅力発信を行う、新たな仕組みが構築されることについて大変うれしく思っております。このように、本町においてもポストコロナに向けた様々な取組が各方面で進められているところであります。

本町としましても、一日も早く住民の皆様の日常を取り戻し、町に対する誇りや愛情をより多くの皆様に持っていただけるよう引き続き取り組んでまいりますので、議員の皆様におかれましても、ご協力を賜りますよう改めてお願い申し上げます。

さて、本定例会にご提案申し上げます議案につきましては、令和4年度岬町一般会計補正予算（第11次）についてなど、補正予算については4件、令和5年度岬町一般会計予算についてなど、当初予算についてが9件、町道路線の認定に係る事件案件についてが1件、岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてなど、条例の一部改正についてが4件、損害賠償額の決定に伴う専決処分の報告についてが1件、以上議案18件、報告1件でございます。

何とぞよろしくご審議いただきますようお願い申し上げます、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○出口 実議長 以上で、町長のあいさつが終わりました。

○出口 実議長 日程第3「令和5年度町政運営方針」について、町長から説明を求めます。

町長、田代 堯君。

○田代町長 ただいま議長のお許しを得ましたので、令和5年第1回岬町議会定例会に当たり、令和5年度の町政運営方針を述べさせていただきます。

なお、感染症の感染拡大防止の観点等から説明を簡略化させていただきますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

さて、我が国の経済は、コロナ禍からの社会経済活動の緩やかな持ち直しが続いている一方、ロシアによるウクライナ侵攻を背景に、国際的な原材料価格の上昇や円安の影響などによるエネルギー、食料価格の高騰等により、国民生活を取り巻く環境はいまだ厳しさを増しております。

こうした状況から我が国経済を持続的な成長経路に乗せていくため、国では物価高、円安への対応、構造的な賃上げ、成長のための投資と改革を重点分野とする財政支出として39兆円、事業規模で71.6兆円の物価高克服経済再生実現のための総合経済対策を昨年10月に策定されました。

この経済対策は、令和4年の補正予算と令和5年度当初予算を一体的に編成することとされており、本町においてもこうした国の施策と連動し、適切に対応してまいりたいと考えております。こうした中で編成いたしました、令和5年度の予算案について申し上げます。

一般会計の予算総額としまして76億3,700万円を計上いたしております。対前年度比4億1,400万円の増加、率にして5.7%の増加となっております。また、国民健康保険などの特別会計につきましては、総額といたしまして57億79万2,000円、対前年度比1,065万2,000円の減少、率にして0.2%の減少となっております。

私自身におきましては、住民の皆様からの信託を受け、皆様の温かいご支援のおかげで町長就任14年目がスタートしております。この間、本町では財政の健全化に取り組み、公債費負担適正化計画を策定し、建設事業を計画的に実施するとともに、将来負担の抑制に努めてまいりました。

特に平成19年度から、住民の皆様にも長年ご協力をいただいております固定資産税の超過課税率については、就任当初の平成22年度は約2億8,000万円程度の超過課税額であり、就任時は非常に大きな危機感を抱いておりました。そのような中、住民の皆様、議会の皆様のお力添えにより行財政集中改革計画（集中改革プラン）に基づき、行財政改革を職員一丸となって進め、超過課税率0.3%のうち、平成25年度、平成28年度、令和3年度と段階的に引き下げを行うことで、超過課税を完全に解消するに至りました。これまでの皆様のご理解、ご協力に改めて心より感謝申し上げます。

今後も人口減少や少子高齢化のさらなる進展等、厳しい社会経済情勢が続くことが予想されますので、これまでに引き続き行財政改革に取り組みながら、地域の力を生かした活性化策や教育環境の整備、子育て支援施策の推進など、本町の未来に向けたさらなる投資を進め、町に対する誇りをさらに醸成する必要があると考えております。

特に令和5年度につきましては、グリーントランスフォーメーション、GXへの投資と、デジタルトランスフォーメーション、DXへの投資を重点化取組と位置づけております。

本町は、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指し、岬町ゼロカーボンシティに挑戦することを令和4年3月に表明しており、令和5年度は環境性能に特に優れた電

気自動車及び燃料電池自動車の導入に要した費用の一部を補助することで脱炭素化を推進し、安全・安心で持続可能なまちづくりに努めます。また、本町の公用車としましても電気自動車2台を導入いたします。

さらに、国が進めるデジタル田園都市国家構想の取組については、本町においても積極的に推進し、デジタル技術の活用により地域課題の解決を図るとともに、行政運営のデジタル化を進め、岬町のDX基本計画に掲げる基本理念「みんなでつくる恵み豊かな温もりのデジタル社会」の実現を図ってまいります。

インフラ情報のデジタル化事業としまして、国の交付金を活用し、公開型統合型の地理情報システムを構築してまいります。また、コンビニ等交付サービス事業として、同じく交付金の活用により、コンビニ等の店舗で住民票を取得できるサービスを整備し、コンビニがない多奈川地区においては郵便局と連携し、多奈川郵便局にキヨスク端末の設置を行うことで利便性の向上に努めてまいります。

そして子育て支援施策としましては、令和5年度からゼロ歳から2歳児の第一子課税世帯保育料について利用者負担額を半額とし、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、教育・保育施設を利用していない満1歳から3歳未満の児童について、子育て支援センターで実施している一時預かりを無料で利用できるクーポンを配布することで、家庭で保育している保護者の育児不安及び負担軽減に取り組むなど、子育て環境のさらなる充実に向けた施策を推進してまいります。

加えて、令和4年度3月補正予算で上程している、働く世帯応援商品券交付事業については、原油価格、物価高騰に対し、国などの少子高齢化の支援施策の対象とならなかった現役世代19歳から66歳の家計負担の軽減と、地域における消費を喚起するため、働く世代応援商品券1人当たり5,000円を交付いたします。このように町の明るい未来へ投資することで、町民の皆様の町に対する誇りをさらに醸成できるよう、今後も住民の皆様をはじめ産学官の関係者の皆様と協働でまちづくりに取り組んでまいりますので、引き続きご理解、ご協力を改めてお願い申し上げます。

それでは、令和5年度当初予算案等における主な施策の概要について、第5次総合計画のまちづくりの目標に沿って説明いたします。

なお、会計別詳細な増減額及び増減理由などについては、2日目の本会議において副町長の中口から説明させていただきますのでご了承ください。

まず、「誰もが健やかにいきいきと暮らせるまち」でございます。

新型コロナウイルス感染症対策としまして、令和5年度も引き続き、国、大阪府関係機関と協力し、ワクチン接種を実施するとともに、感染防止対策について正しい知識や情報を提供し、住民が自ら感染予防に取り組めるよう支援を継続いたします。また、地域医療機関における診療検査体制の確保、維持にも努めてまいります。

医療体制につきましては、初期医療体制の充実のため、引き続き関係市町とともに、泉州南部初期急病センターの円滑な運営に努めてまいります。また、泉州広域母子医療センターの安定的な運営を支援することで、安心して産み育てるための医療体制の充実を図ってまいります。

地域に出向いて行う出張何でも相談事業では、コミュニティソーシャルワーカーを配置し、総合的な相談支援を継続してまいります。

国民健康保険事業では、大阪府健康づくり支援プラットフォーム等整備事業など、健康に関する様々なツールを有効に活用し、特定健診の受診率の向上を図ってまいります。また、令和4年度より大阪府後期高齢者医療広域連合からの受託事業として実施している「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」事業を継続して実施することで、医療と介護の側面だけではなく生活習慣病予防についても、若年層から高齢者までの全世代の生活習慣改善のための継続支援の実現を目指すとともに、医療費の適正化に努めてまいります。

介護予防事業・生きがいつくりとしましては、令和5年度からは高齢者の自立支援や重度化の防止を目的として、障害者手帳の交付を受けておらず、難聴などにより補聴器の必要性がある65歳以上の低所得者を対象として、補聴器購入に係る費用の一部を助成いたします。

健康増進施策としましては、岬町第2次健康増進計画及び食育推進計画の見直し計画に基づき、最終年度である令和6年度に向けて、全ての町民が健やかに暮らせるまちを目指し、健康格差の解消、ライフステージに合わせた効果的な事業実施を図ってまいります。

低い受診率が課題となっているがん検診については、啓発の強化並びに各種検診の精度向上等の検診体制の整備に努めます。また、がん患者の生活の質、QOL向上を図るため、医療用ウィッグ等の購入費用の一部助成を行います。

妊婦乳幼児保健施策としましては、安心して出産子育てができるまちとして、妊娠届出から全ての妊娠・子育て家庭に寄り添い、身近で相談に応じる体制の整備に努めてまいります。また、出産子育て応援給付金を給付し、産前産後の必要なサービスを活用できるよう、切れ目のない支援を継続してまいります。

岬町住民の子どもが通う、町内外の私立幼稚園等の給食費の負担軽減を目的とした助成や、令和4年度から開始しました、簡易心身障害児通所施設こぐま園の給食代の無償化について、令和

5年度も継続してまいります。また、令和3年度までは、保護者におむつの持ち帰りをお願いしておりましたが、令和4年度から保育所においておむつを処分することとし、子育て世帯の負担解消に努めております。

本取組につきましても、令和5年度も引き続き行うことで、利便性向上に取り組んでまいります。

さらに、学童保育室に無線LANを設置し、児童が学習する際には、GIGAスクール端末等でインターネットに接続できる、学習しやすい環境づくりに取り組んでまいります。

次に、「あらゆる世代の人が豊かな心を育むまち」でございます。

教育相談事業としましては、きめ細やかな教育相談を実施するため、小・中学校及び幼稚園にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを引き続き配置いたします。

また、いじめ、不登校など学校現場で生じる問題に対応するため、教育の専門知識を持った弁護士、スクールロイヤーとの相談体制を構築するとともに、法的な側面から教職員や児童生徒に対し、いじめ等の予防教育を行うことにより、事案への的確な対応及び未然防止に努めてまいります。

スクールサポーター配置事業としましては、教職員の業務負担を軽減し、児童生徒への指導や教材研究に注力できる体制づくりを行うため、小・中学校にスクールサポーターを配置いたします。

GIGAスクール構想の推進につきましては、ITC支援員を配置し、ICT機器を活用した事業支援や校内研修などを実施するほか、教育用ソフトを活用し効果的な授業支援を行ってまいります。

また、岡山県美咲町などの他府県の学校とウェブ会議システムを活用したオンライン交流を引き続き実施してまいります。

保護者や地域住民等が学校運営に参画する学校運営協議会につきましては、令和4年度に設置した多奈川小学校に続き、淡輪小学校、深日小学校、岬中学校に設置し、地域の力を学校運営に生かすため、地域とともにある学校づくりを推進いたします。

教育環境の整備につきましては、老朽化が進んでいる深日小学校の教室に設置している照明機器について、蛍光灯からLEDに改修し、教育環境の向上に努めてまいります。

令和4年度に設計業務を終える岬中学校体育館の空調設置については、令和5年度に整備できるよう進めてまいります。

国指定重要文化財修復支援事業としましては、本町の国指定重要文化財である興善寺の仏像3

体の修復については、事業計画に基づき引き続き支援を行うとともに、仏像を保管する興善寺本堂の防災設備強化のための修繕事業についても、2か年の事業計画により支援してまいります。

公民館・図書館等整備事業につきましては、淡輪公民館の老朽化に伴う施設整備について、引き続き公民館・図書館等整備検討委員会にて協議し、住民の皆様にも意見を伺う機会を設けながら、整備に向けて事業を進めてまいります。

歴史・文化施設等の整備につきましては、岬の歴史館利用者に快適な施設環境を提供するため、洋式トイレの改修を進めてまいります。

また、岬町青少年センター利用者に安全な施設環境を提供するため、体育室及び執務室の改修を進めてまいります。

次に、「新たな活力と魅力があふれるまち」でございます。

道の駅みさき運営事業につきましては、地域の活性化の拠点として観光交流促進に取り組み、地域特産品の販売、観光情報の発信を行うとともに、貴重な歴史・文化資源を活かしたにぎわいの創出に努めてまいります。

農林業政策といたしましては、次世代を担う農業者になることを志す者や、経営開始直後の新規就労者を支援し、農業への人材の定着を図ってまいります。また、農業委員会などの関係機関と連携し、遊休農地の解消や、農業の担い手不足解消に努めるとともに、岬町の農産物を活用した特産品の開発支援を継続いたします。

さらに、岬町林業活性化地区推進協議会等の関係機関と連携を図り、森林環境譲与税を活用して、町内全体の森林を調査し状況の把握を行い、森林整備の取組を進めてまいります。

漁業振興としましては、大阪府などの関係機関と連携し、町内にある各漁港の環境整備事業の推進や、浜の活力再生プランなどを活用した漁業振興に努めてまいります。

観光振興については、岬町観光協会をはじめ産学官の関係機関と連携し、新たな観光資源の発掘、既存の観光資源の磨き上げを行い、観光資源の町内外へのPRに取り組んでまいります。

広域的な観光振興としましては、一般社団法人K I X泉州ツーリズムビューローと密に連携し、泉州地域における観光戦略の強化を図るとともに、瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会、大阪観光局など関係機関と協働し、サイクルツーリズム事業をはじめとする広域的な観光振興事業のさらなる推進、国内及びインバウンドに対する積極的なPR、観光客の受入れ体制の充実に努めてまいります。

企業誘致の取組については、関西国際空港の土砂採取工事跡地である多奈川地区多目的公園には、既に5社の企業誘致が完了しております。それらに加えて、本年1月に操業を開始したニュー

ーレジストン株式会社など、企業誘致が進む関西電力多奈川発電所跡地に続いて発電施設の撤去が完了する第二発電所跡地への企業誘致の取組も、関西電力及び大阪府と連携して進めてまいります。

次に、「豊かな自然の中で安心して暮らせるまち」でございます。

防災体制の強化につきましては、危機管理担当専任職員を配置し、消防団員の充足並びに育成や消防資機材の整備を行い、危機管理体制の充実強化を進めてまいります。また、避難行動要支援者名簿を活用し、自治区自主防災組織単位での個別避難計画の策定を促進するとともに、民生委員・児童委員協議会などの避難支援等関係者との継続的な支援体制の充実に努めてまいります。

ごみ処理施設につきましては、当初稼働から36年、基幹改造から22年を経過し、経年劣化が著しい状況であることから長寿命化計画を策定し、ごみ処理施設の延命化に努めてまいります。

次に、「安全で快適な住み心地のいいまち」でございます。

第二阪和国道の整備につきましては、平常時、災害時を問わず、地域の安全・安心を確保するため、早期の複線化を引き続き要望してまいります。道路施策としましては、町道西畑線の池谷集落区間のバイパス化、また池谷から佐瀬川集落区間の整備を推進してまいります。

さらに舗装の長寿命化と維持管理コストの削減を目的とした舗装修繕計画に基づき、町道の舗装、修繕を図ってまいります。

みさき公園につきましては、令和2年3月末、南海電鉄によるみさき公園運営事業撤退以降、民間の資金やノウハウを最大限に活用したPFI事業として、魅力のある都市公園の実現を目指し、株式会社アークと令和4年9月に事業契約を締結しました。今後は令和6年春頃に、パブリックスペースの開園を目指し、事業者との協議を進めてまいります。そして、本町への集客とにぎわいの中核拠点として、住民の皆様や、町内外はもとより海外の公園利用者にも親しまれ、世界に誇れる新たなみさき公園として再生できるよう努めてまいります。

深日港活性化につきましては、10回目の節目となる深日港活性化イベントを開催するとともに、令和5年度についても深日港、洲本港を結ぶ旅客線、深日洲本ライナーを運航することで、大阪湾を周遊する大阪湾南回り観光ルートを構築し、広域的な人の流れを創出するとともに、地域の活性化はもとより災害時における代替交通の確保に向け引き続き取り組んでまいります。

下水道事業につきましては、深日地区において公共下水道事業を引き続き推進いたします。また小島地区漁業集落排水事業では、整備した排水処理施設への接続を引き続き促進し、地域の活性化並びに環境保全による地場産業の育成を図ってまいります。

ひとり親世帯家賃低廉化補助事業としましては、令和3年度に策定した岬町住宅マスタープラ

ンに基づき、ひとり親世帯の低所得世帯に対する家賃の低廉化補助事業に着手いたします。

最後に、「すべての人が輝くまちづくりを進めるまち」でございます。

官民連携の取組としましては、官民連携事業研究所と令和2年度に締結した、公民連携促進に関する連携協定書等に基づき、引き続き行政が抱える課題解決、住民サービスの向上や地域活性化に関し、民間事業者等のノウハウ、アイデアを積極的に活用してまいります。

定住促進施策としましては、住宅取得等に対する支援措置や、府営住宅を活用したお試し居住を引き続き実施いたします。また、町のPR番組として、令和3年度より制作・放送を開始した「みさき暮らし」については、引き続き実施することで岬町の認知度の向上を図るとともに、町の施策を対外的に広報し、移住定住の促進を図るとともに、町に対する誇りを醸成してまいります。

結婚新生活については、国の制度では年齢による差別化が行われる補助であることから、町単独で補助金の上乗せを行うことで、年齢による差別化をなくしてまいります。

また、令和4年度に新設された、婚姻された方々に対し支給を行う結婚祝い金支給事業と、奨学金の返還を行っている方々に対し支援を行う奨学金返還支援事業を引き続き町単独事業として行ってまいります。

さらに、出産祝い金についても引き続き近隣市町村に比べ高い水準での支給を行ってまいります。

創業者や農業・漁業に新規就労される方、地域資源を生かした特産品開発に取り組む事業者等については、商工会、地域金融機関とも連携し、引き続き支援に取り組んでまいります。

人権施策については、全ての人々の人権が尊重される社会と、差別のない明るく住みよいまちの実現に向けた人権啓発や人権教育、人権相談事業の積極的な推進を行ってまいります。

多文化共生の推進につきましては、大阪公立大学と締結した包括連携協定に基づき、留学生との交流を通じた地域活性化プロジェクトを実施することで、国際感覚豊かな人材育成、地域の国際化を推進してまいります。また令和4年度より始めた、本町在住の高校生が短期間の海外留学を行った際の金銭的な支援として、グローバル人材育成支援制度を引き続き行い、国際的な人材育成を進めてまいります。

行財政改革につきましては、町財政を取り巻く厳しい環境の中で、昨年の行財政改革懇談会の答申書の内容を踏まえ、次期集中改革プランの策定に着手するとともに、引き続き行財政改革に努めてまいります。

以上が令和5年度の町政運営方針の基本施策の概要であります。これらの事業を推進し、より

多くの住民の皆様「誇らしいまち」だと実感していただけるよう取り組んでまいりますので、議会並びに住民の皆様のなお一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、令和5年度の町政運営方針とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○出口 実議長 町長の説明が終わりました。

これより、大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 質疑なしと認めます。

これで、大綱的質疑を終わります。

○出口 実議長 日程第4「一般質問」を行います。

順位に従いまして、質問を許可します。

なお、本日の一般質問は、新型コロナウイルス感染症防止対策として、議員と議員との間に暫時休憩を取り、マイク等の消毒及び換気をしながら行います。

また、質問者、答弁者については発言を聞き取りやすくするため、アクリル板設置など感染防止対策を実施していることから、マスクを外した上で発言することといたします。皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

初めに、瀧見明彦君。

○瀧見明彦議員 ただいま議長より発言のお許しをいただきました、瀧見明彦でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、通達に従いまして、ヘリポートについて質問させていただきます。

昨今、住民の皆様の命に関わる役割をヘリポートが担っている事例が少なくありません。救急時のドクターヘリ、警察ヘリや消防ヘリ、大規模災害発生時の自衛隊ヘリなど、我々の身近な存在となっております。

そこで、岬町において、このようなヘリコプターが離着陸可能なヘリポートの現状をお伺いいたします。ご答弁よろしくお願いいたします。

○出口 実議長 危機管理監、寺田晃久君。

○寺田危機管理監 瀧見議員のご質問についてお答えさせていただきます。

本町は、地域防災計画において災害発生時に救助・救急、医療、消火並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努めるものとして定めております。

この緊急輸送体制といたしましては、陸上輸送体制、航空輸送体制、水上輸送体制を想定しております。これらのうち航空輸送体制につきまして、本町は応援を受け入れるため、災害時用臨時ヘリポートの適地といたしまして、多奈川谷川のいきいきパークみさき多目的広場を選定し、これを大阪府へ報告しております。ヘリポートの選定に当たりましては、災害時用ヘリポートの選定基準に基づき選定しております。

求められる基準は、1、地盤は堅固な平坦地のこと。2、地面斜度6度以内のこと。3、離着陸のため必要最小限度の地積が確保できること。4、2方向以上からの離着陸が可能であること。5、離着陸時、周辺に支障のある障害物がないこと。6、車両等の進入路があること。また7、林野火災における空中消火基地の場合についてなどの基準が設けられております。

なお、参考といたしまして、関西広域連合が運航するドクターヘリに関しましては、泉州南消防組合の管内に大阪府ドクターヘリ・ランデブーヘリポートの名称で、離着陸場が20か所、うち本町内には大阪府立岬高等学校、岬町健康ふれあいセンター多目的広場、岬町健康ふれあいセンター第2駐車場、いきいきパークみさきの4か所が登録されております。

○出口 実議長 瀧見明彦君。

○瀧見明彦議員 ご答弁ありがとうございます。現状についてはよく理解できました。そうしますと過去における、岬町における防災エリア、救急ヘリの出動もしくは着陸の実績はいかがなものでしょうか、ご答弁よろしく願いいたします。

○出口 実議長 危機管理監、寺田晃久君。

○寺田危機管理監 ご答弁させていただきます。

平成30年度から本年度までの過去5年におきましては、本町が防災ヘリの出動要請を行った事例はございません。

なお、ドクターヘリは泉州南消防組合などの消防機関からの出動要請に基づいて運航するものであることから、本町から直接に要請することはできません。

それでは、本町域内で行われましたヘリコプターの活動事例についてご紹介いたします。

なお、いずれの例におきましても、本町が選定した災害時用臨時ヘリポートは使用しておりません。

1例目といたしまして、防災ヘリが平成14年1月発生のだん輪火葬場南東側山林における林野火災への出動についてです。

本件は、阪南岬消防組合当時の例になりますが、大阪府を通じて要請した自衛隊ヘリのほか、大阪市消防局ヘリ、和歌山県防災ヘリなどの出動があり、偵察ヘリも合わせて延べ9機による空

中消火が実施されております。

なお、当時はせんなん里海公園にヘリポートを仮設し、消火活動のための水利確保を行っております。

2例目といたしまして、泉州南消防組合が要請した防災ヘリが、令和3年10月に孝子地区で実施いたしました救助活動についてです。

本件では、飯盛山の頂上付近におきまして、ハイキング中に負傷した女性を救助するために防災ヘリが出動したものです。現場はヘリが着陸できない場所であったため、隊員がロープで降下、要救助者を収容後に泉南市内の南部防災拠点前までヘリで移動し、救急車へ引き継ぎ、病院までの搬送を行ったという事例です。

○出口 実議長 瀧見明彦君。

○瀧見明彦議員 ご答弁ありがとうございました。現状と、それと過去の実績等をお伺いいたしまして、ヘリポートの現状、過去に関してはよく理解することができました。

そうしますとこの質問の最後に今後の課題、それに対する対策等をどのような課題の解決に関してお考えになられているのか、ご答弁よろしく願いいたします。

○出口 実議長 危機管理監、寺田晃久君。

○寺田危機管理監 今後の課題解決につきましてご答弁させていただきます。

本町は、災害時用臨時ヘリポートの適地といたしまして、旧みさき公園駐車場を選定しておりました。しかしながら、本件土地が来園者や月極め契約者が利用する駐車場であることから、ヘリコプターの離発着時には一般車両の進入制限や、車両の追い出しなどによる安全確保の必要があり、一般車両が立ち入らない場所に比べまして、より複雑高度な運用が必要になるとの課題がありました。

その後もヘリポート適地として継続しておりましたが、新たなみさき公園の事業者決定を機に、選定の取り下げを行っております。そして、ほかに候補地があるかということにつきましても検討しております。

現在、本町内における災害時用臨時ヘリポートは、先にお伝えいたしました、いきいきパークの1か所です。また、有事の際には本町の町域外ではありますが、阪南市に所在する泉州南消防組合の阪南消防署南西分署に設置されておりますヘリポートの活用も想定しております。いきいきパークが本町の西部からの航空輸送体制を支えるものであるのに対しまして、当該施設は東部からの体制を支えるものと成り得ることから、建設計画より田代町長が強く要望していたものであります。

今後も本町内における災害時用臨時ヘリポートの適地の選定につきましては、引き続き調査、検討していきたいと考えております。

○出口 実議長 瀧見明彦君。

○瀧見明彦議員 ご答弁ありがとうございました。ヘリポートの重要性は今後、官民全てのレベルにおきまして、ますます高まるものと考えられます。住民の皆様の生命、財産を守る重要課題として、今後もなお一層のご努力を賜りますようお願い申し上げまして、この質問を終わります。

それでは次の質問に参ります。

実は2月に一般質問の通告を行いましたところ、3月1日付で各新聞報道で出生数80万人割れという、各新聞4大紙全て第1面でうたっております。このような非常にショッキングな報道と、それと私が出しました通告の子育て支援という内容がぴったり当てはまりまして、大変バックアップいただいたような感じにもなりますが、非常にタイムリーな話できて光栄でございます。

次は、この3月1日付のこの新聞報道にもありましたように、昨年の出生数が80万人を割り込むこととなり、少子化問題における子育て支援策に関しましては国家規模の重要施策になっております。

そこで、岬町における子育て支援の現状をお伺いいたします。ご答弁よろしくお願ひいたします。

○出口 実議長 しあわせ創造部理事、松下亨君。

○松下しあわせ創造部理事 瀧見議員のご質問にお答えさせていただきます。本町の子育て支援策の現状ですが、令和5年度の予定を含めてお答えさせていただきます。

まず、子育て世帯への経済的支援として、1つ目に保育料の軽減措置が挙げられます。保育料については、国基準ではゼロ歳から2歳児住民税課税世帯第1子は有償で、第2子は半額、第3子以降は無償となっています。第2子は国が半額に対し、本町では平成30年4月から既に無償化しております。また、令和5年度当初からはゼロ歳から2歳児住民税課税世帯第1子の現行の保育料を半額に減額し、現在保育料をお支払いいただいている保護者の経済的負担を大幅に軽減する予定です。

次に、令和元年10月から町立3保育所の給食費の無償化、また令和2年5月から町内私立幼稚園等の給食費の無償化を実施。令和4年度当初からは簡易心身障害児通所施設こぐま園の給食費も無償化し、利用者の給食費を無償化することにより保護者の経済的負担の軽減を図っています。

さらに医療の面では子ども医療費の助成について、令和元年7月より医療費助成の対象年齢を15歳到達年度末から18歳到達年度末まで拡充し、子育て世帯の医療費についても対象者を拡大することにより、子どもが医療を受けやすい環境となっています。また、出産時の経済的支援として、出産祝い金を子ども1人につき10万円、第3子以降は20万円を交付しております。

次に、子育て世帯について、保護者の利便性の向上の面からお答えしますと、1つ目に町立各保育所では、令和3年度以前は保護者に使用済みおむつの持ち帰りをしていただいていたのですが、令和4年度当初からは保育所内で使用済みおむつの処理を行うこととし、保育所に通う児童の保護者にとっては利便性の面から負担が少なくなったことだと思います。また各保育所においては、保育料無償で延長保育を実施しております。

淡輪保育所では午後9時まで、深日、多奈川保育所では午後7時まで保育を延長するほか、学童保育では令和4年度夏休みから、小学校の夏休み等、長期休暇時における学童保育開室時間を午前8時30分から午前8時に変更するほか、年始の開室日を1月5日から1月4日に変更し、子育て世帯でお仕事されている方々の利便性の向上を図っています。

さらに令和5年度には、家庭で保育をしている保護者の育児不安及び負担を軽減し、育児の疲れをリフレッシュすることで育児に前向きに取り組んでいただけるよう、満1歳から3歳児未満の児童について、子育て支援センターにおける一時預かり無料クーポンを交付し、多くの子育て世帯の方々に一時預かりを気軽に利用していただく環境をつくり、少しでも保護者の負担の軽減を図る予定です。

最後に、本町では保育所の待機児童が発生していません。保育所に待機児童がないことは子育て世帯にとって大きな安心材料でもあります。

以上が本町の子育て支援策の現状です。

○出口 実議長 瀧見明彦君。

○瀧見明彦議員 ご答弁ありがとうございました。

最後に、本町では保育所の待機児童が発生していませんという力強いお言葉をいただきましてありがとうございます。現状に関しては大変よく理解させていただきましたので、続きまして、岬町の子育て支援策は近隣市町である阪南市、泉南市や熊取町、田尻町の2市2町と比べまして、現状は比べた場合どのような状況にあるのか、ご答弁よろしく願いいたします。

○出口 実議長 しあわせ創造部理事、松下亨君。

○松下しあわせ創造部理事 瀧見議員のご質問にお答えさせていただきます。

近隣市町との比較ですが、近隣の2市2町である阪南市、泉南市、熊取町、田尻町と比較し、

主な子育て支援策である保育料、私立幼稚園等の給食費の無償化、子ども医療助成対象者、保育所内での使用済みおむつの処理、待機児童の有無について比較します。

まず保育料ですが、先ほどもお答えしましたが国の保育料基準ではゼロ歳から2歳児住民税課税世帯について、第1子は有償、第2子は半額、第3子は無償となっています。本町では第2子については既に無償となっています。また第1子についても、令和5年度当初から現行の保育料の半額に軽減する予定です。

保育料について近隣の状況ですが、令和4年度当初は阪南市、泉南市、熊取町、田尻町の2市2町とも国の基準と同じとなっております。私立幼稚園等に対する給食費の無償化については、本町と田尻町は実施していますが、阪南市、泉南市、熊取町では未実施となっています。子ども医療費助成対象者については、令和4年度当初の時点では、本町と田尻町は通院、入院とも18歳到達年度末までですが、阪南市、泉南市、熊取町では通院、入院とも15歳到達年度末までとしています。ただし、熊取町では令和4年10月から18歳到達年度末まで拡充しています。

使用済みおむつの保育所内での処理については、本町をはじめ近隣2市2町も令和4年度中に実施しています。ただし、令和4年11月の時点では大阪府下43の市町村中、まだ約20の市町村で未実施となっています。

最後に待機児童についてですが、令和5年2月時点では本町と熊取町、田尻町は待機児童がないのに対し、阪南市、泉南市では待機児童が発生していると聞いています。

以上が本町と近隣市町との比較であり、2市3町の中では、子育て支援策についてはかなり進んでいるほうではないかと思えます。

○出口 実議長 瀧見明彦君。

○瀧見明彦議員 ご答弁ありがとうございました。岬町の子育て支援の現状をお伺いいたしまして、近隣市町と比較しても決して劣るものではなく、むしろリードしている部分が多々あることを認識させていただきました。子育て支援に携わる全ての職員の皆様のご苦勞を鑑み、また引き続き絶え間ないご努力をお願いいたしまして、これで私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○出口 実議長 瀧見明彦君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

再開は、11時6分といたします。

(午前 11時1分 休憩)

(午前 11時6分 再開)

○出口 実議長 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 大阪維新の会、竹原伸晃です。ご指名いただきました出口議長、ありがとうございました。

令和5年3月議会で私自身3期目として、現任期最後の区切りの一般質問をさせていただきます。今回大きく2つの分野となっております。理事者の皆様には、明快な答弁をお願いいたします。

通告に従い始めていきます。まず1つ目は、公共施設の更新計画についてです。この手の質問については、以前よりほかの議員により一般質問をされるなど様々な議論がなされておりますが、今回、私の視点から違う角度での質問となります。

まず初めに、耐震性能を満たさない老朽化した公共施設は幾つあるのかということでご答弁をいただきたいです。よろしく願いいたします。

○出口 実議長 財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 竹原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

公共施設の耐震化の状況につきましては、延べ床面積ベースでは全体の延べ床面積9万3,468平方メートルのうち55%（5万1,395平方メートル）が昭和57年以降の新耐震基準により建設され、残り45%（4万2,073平方メートル）が昭和56年以前の旧耐震基準により建設された施設となっております。

そのうち昭和56年以前に建設され、既に耐震補強を実施済みの淡輪・深日・多奈川小学校、淡輪幼稚園、淡輪保育所、子育て支援センター、保健センター、町民体育館などの延床面積合計2万6,164平方メートルを加えますと、公共施設の83%が耐震性を有していることとなります。

一方、残りの17%は耐震性を有しておらず、施設の床面積の大きい順では庁舎（4,774平方メートル）、淡輪公民館（1,519平方メートル）、青少年センター（1,174平方メートル）、文化センター（789平方メートル）、岬の歴史館（727平方メートル）、し尿処理施設（661平方メートル）、小島集会所（645平方メートル）、港会館（458平方メートル）などとなっております。

○出口 実議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ご答弁をいただきました。耐震性を満たしているのが面積ベースですけれども83%で、17%は耐震性を有していないということでした。その中でも私が毎日のように来ておりますこの庁舎、またたくさんの方が働かれているこの庁舎については満たしていないということでございますし、青少年センターも必ず週に一、二度は訪れるのですが、ここも耐震性能を満たしていない。どうなるのか特に気になりますし、併せまして小島集会所並びに港会館など、地域の拠点として使われていることも知っていますし、しかしながら建て直すにしても大きな費用が必要となりますし、かといって使う方が減っていくのも目に見えていますし悩ましいところでございます。

そこで次の質問ですが、更新するもの、縮小するもの、廃止するものなど分類ができていますかどうか、これをご答弁いただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○出口 実議長 財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

全国的に公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっており、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくと予想されることを踏まえまして、長期的な視点を持って公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことで、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっております。

こうした中、本町においては平成27年3月に策定した「岬町公共施設適正化基本方針」を見直し、令和4年9月に「岬町公共施設等総合管理計画」を策定したところでございます。

「公共施設等総合管理計画」では、「公共施設の新設や更新については近隣の民間施設との競合を避け、他の公共施設の空きスペースの利用や転用による統合を検討し、新たな施設の増加を抑制する。なお、更新の際は必要最小限の規模とし、他の施設との複合化を検討することにより、将来にわたっての施設総量の管理及び更新費用の抑制など財政負担の軽減を図るとともに、設置目的を終えた施設や、利用頻度が低く代替性のある施設については廃止に努める」となっております。また、地域住民のコミュニティー活動のための集会所や老人憩の家など、地域の拠点となる施設については地元住民の皆様のご意見をお伺いしながら、丁寧な対応が必要と考えております。

これまでの公共施設の適正配置といたしましては、耐震化された深日小学校の余裕教室に深日保育所の移設を、廃止となっていた深日火葬場の解体撤去を、学校給食センターと岬中学校給食調理場の統合を、耐震性に課題のあった町営緑ヶ丘住宅の建て替えをそれぞれ行い、本町の政策

課題である子育て環境の充実、安全・安心なまちづくりに資する公共施設の適正配置に優先的に取り組んでまいりました。

本町における公共施設の適正配置につきましては、これまで町の政策課題に優先的に取り組んでまいりましたが、今後はより一層の公共施設の適正管理の推進に取り組む必要があると考えております。

○出口 実議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ご答弁いただきました。今後はより一層、適正管理に取り組むと考えられておられます。

私も昨年9月の岬町公共施設等総合管理計画についてはしっかりと見ておりました。令和4年度から令和13年度までの10年間の計画となっておりますが、あらゆるデータを用いて分析され、38ページにわたっておられますが、内容については全くそのとおりのものになっております。

そこでこのデータというのですか、計画にあえて1つ言うとするならば、これは岬町の公共施設の管理計画であり、その岬町の中でどのようにしていくかというものなので、これはこれでいいと思うのですが、広域連携という観点からは、その計画というものが果たせていないということがございますので、その広域連携、近隣の自治体で協力できるものがあって、それも目指していくのが必要ではないかというのが次の質問です。

今後、効率のよい行政運営を目指すのならば、この公共施設についても連携を進めるべきだと考えるところでございます。近隣自治体との施設で連携ができるものはないのか、現在どのような考えなのかご答弁をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○出口 実議長 財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

公共施設の在り方として、これまではそれぞれの市町村の区域住民へのサービス提供を前提として、団体ごとに施設の建設を行ってきた経緯がございます。しかし人口減少や高齢化に伴い、今後は安定した行財政基盤づくりが求められることから、他市町村との広域的な連携を見据えた取組が重要となってまいります。

これまでの広域連携の取組事例といたしましては、図書館・図書室の利用について、令和元年6月から泉南地域5市3町（岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町）の住民を対象に施設の広域利用ができることとなっております。また隣接の阪南市との連携におきましては、町内在住の障害のある方が阪南市の「まつのき園」を活用し、理学療法士や

作業療法士による訓練や創作活動、生産活動や地域のイベントなどを通して社会参加の機会を提供するなどの取組を行っております。

一方で、広域連携を進めるための課題といたしましては、連携施設の選定をはじめ費用負担の問題に直結することから、団体間の調整に多大な労力を要すると言われております。住民サービスの向上や財政的な視点を踏まえつつ、広域的に補完できる施設については、引き続き近隣自治体と連携を図りながら施設の相互利活用を視野に検討する必要があると考えております。

○出口 実議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 答弁いただきました。なるほど具体的に進んでいるものもあれば、課題として費用負担の調整など考えられることが多くあるといった答弁でございました。

行政が効率化を目指して取り組む、最終形というのは市町村合併をして一つのまちになるのが一番いいのですが、そこに行くまで多大なる労力も必要ですし、時間も必要だと思っております。それに至るまで広域連携を進めていくというのが現在のまちの在り方ではないかと考えております。近隣の自治体それぞれの事情というのもございますが、連絡を密にして、その担当レベルでいろいろ協議しながら、公共施設を計画するところから始めていただく必要があるのではと思っております。

例えば現在、望海坂エリアにトライアルという商業施設がございますがその近辺、岬町エリア、阪南市エリアはちょうど境目でございます。その辺に一つ住民が集える施設があるならば、そこへ乗り入れてくるコミュニティバスも両方の市町から乗り入れてくるのかなと。すると岬町の方が阪南市のコミュニティバスに乗れたり、阪南市の方が岬町に入っていたり、そういう連携なども進んでいくのかなと。この考えを共にできるかどうか、その隣の町ともいろんな分野で進めていただければと思います。

この公共施設につきまして、事務方には答えにくい質問もございます。それがこの岬町の庁舎についてでございます。いろいろ検討されて、議会でも特別委員会、また住民の方、学識経験者を巻き込んだ、そういう取組もされておられ、その辺は十分承知しておりますが、実際、庁舎の建て替えというのは順位的にどのあたりかというのを田代町長にご答弁をいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○出口 実議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 竹原議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

庁舎の建て替えの順位はどのあたりになるのかというご質問で、かなり厳しいご質問かなと思っておりますけれども、庁舎の建て替えの件については、これまで何度となく議会の皆さん方に

ご報告なり協議もさせていただいたかなと思っております。

そんな中で、しかし庁舎建て替えというと、全額これは単独事業になってしまう。これが我々としては非常に悩みの種なんですけれども、これが国の補助等があって事業ができるとなれば、いち早くやはり庁舎の問題を考えていくべきかなと、このように思うんですけれども、他のいろんな公共施設についてはいろんな内容の補助制度があって、それに乗っかけていろいろと現在までやってきましたけれども、庁舎建て替えについては長年懸案でありますし、喫緊の課題でもありますので、これについてはしっかりと検討する必要があるということについては、私も十分理解はしておるということだけのご理解を賜りたいと、このように思います。

先ほど申しましたとおり、現在の財政力では直ちに建て替えをすることは困難な状況にあるということ、そしてまず防災機能として耐震基準を満たす、旧の水道庁舎のほうに議会の同意を得て移転をさせていただきました。ご承知のとおり、現在は坊の山に情報発信基地、また物流倉庫、そういったものを設置しておりますので、もし災害が起きたというときに一番大事なのは住民に対する情報発信、そしてまた他の市町からの情報の共有ということが必要になってきますので、そのための一時的なそういった防災拠点というものは、現在岬町としては整備しておるということは、議会のほうでご理解していただいておりますものと私は思っております。

それで肝心の本町の庁舎建て替えについては、何回も言うようですが財政再建団体へ転落し、住民の皆様にご迷惑をかけた過去があるために、同じ轍を踏むことのないように、まずはベースとなる財源をしっかりと確保していきたいと考え、令和3年度に庁舎整備基金を造成したところであります。

一方で、町では道路や橋の改修、また水路の整備、ごみの焼却施設の改修など、住民生活に直結した、そういった事業をまず優先にやってきました。また令和3年度には過疎地域の指定を受けたことから、過疎地域の持続的発展計画の策定をして、国のほうからの財政支援を受けながら、現在過疎地域からの脱却に向け、ハード面においてもソフト面においても、そういう両面から事業に取り組んでいるということをご理解賜りたいと思います。

その中で位置づけられている公民館、図書館等の整備につきましても、公共施設の総合管理計画の趣旨を踏まえて、将来の財政負担を念頭に複合型を含めた施設となるよう、学識経験者、住民の皆様のご意見をいただきながら、現在検討を進めているところでございます。

ご質問の庁舎の建て替えの順位はどのあたりかということなんですけど、財政状況を見据えた中で、住民の皆様へのサービスの維持が一番不可欠だと思っております。そういった中で、できるだけ過疎対策の事業として、今後他の公共施設については考えてまいりますけど、現時点での順

位というのは難しいんじゃないかなというのは、あくまで先ほど申し上げましたとおり、町の単独で約20億から30億ほどの財源を必要としますので、そういったことで非常に順位はつけ難いかなと思っております。

もし財源が、用途がたつような状況があれば、建て替えということも考えていかなきゃならないかなと。まずは基金を積み立てていくということに起点を置きたいなと、このように思っております。

しかし言うまでもございませんけれども、地震はいつやってくるか分からないというのは、明日、今またすぐ目の前に迫ってくるかも分かりませんが、NHKテレビ等でも今、南海・東南海の地震のことで、NHKが報道しておりますけれども、そういった意味を考えますと、最近トルコの地震も起きておりますし、そういったことを考えると、議員ご指摘のとおり庁舎もそうですけれども、住民の皆さん方も同じような状況になってしまうというのがありますので、これは軽々に私は思っていないということだけをご理解していただきたいと思っております。

ですから今後は財政負担が生じないような状況が見いだせるように努力してまいりたいと、このように思っておりますので、何番目かということについては、都度皆さん方と相談しながら検討してまいりたい、このように思っております。

○出口 実議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 田代町長より答弁いただきました。私の感想としては全くそのとおりという、全くではないのですが、そもそも住民サービスが低下しないようにという、そういう姿勢は評価できるところでございます。また庁舎を建て替えるという将来世代に、子どもたちに借金を残していくというのはどうかと考える立場でもございます。できるならば機能的でコンパクトな庁舎を建設するために、基金も積んでいただいているその延長線上で、何らかの財源を見つけてくるというのも今後の早急な課題かなとも思っております。

そういうことを踏まえていただいているということですので、私も大阪維新の会のメンバーとして、大阪府のほうにもしっかりと働きかけて、安全な庁舎並びに公共施設をできるようにしっかりと働きかけたいと、このように思っております。これで大きな1つ目の質問を終えたいと思っております。

2つ目の質問に移ります。

大きな表題といたしまして、副町長の担当事務について出しております。当町には2名の副町長が田代町長を支えるべく職務を担っていただいております。今回、この一般質問においてその効果を検証してみたいと思っております。

特に、国から来ていただいております、国土交通省から来ていただいております松岡副町長におかれましては、平成31年4月1日就任以来、岬町の活性化に関する様々な取組を職員の先頭に立ち実行されて、その姿はありとあらゆるところで私も見させていただきました。聞くところによると、残念ではありますが本年3月31日をもって国土交通省へ復帰されるという予定であるとも聞いております。

そこで質問といたしまして、松岡副町長が取り組んでいただきました、何点かあると思いますが、地方創生について取り組まれたことというものを検証させていただきませんか、よろしく願います。

○出口 実議長 副町長、松岡裕二君。

○松岡副町長 竹原議員のご質問にお答えします。

地方創生担当として重点的に取り組んだことは、深日港活性化、まちなぎわいづくり、官民連携事業の3点でございます。

まちなぎわいづくりにおいて、南海電鉄多奈川線の沿線周辺の活性化は特に重要と考え積極的に取り組みました。私の着任前も深日港フェスティバル、ミサキノ酒場などを開催し、沿線の活性化に取り組んでいましたが、本町の自然環境を生かしたサイクルイベント、トレッキングなどのスポーツツーリズムのイベント開催、釣りの体験、文化財の周遊ツアー、まち歩きなどを開催しました。

さらに高校生が斬新なアイデアをプレゼンする第11回全国高校生地方鉄道交流会の開催、めでたい電車の多奈川線走行や、レトロな沿線をアイドルの聖地にするためのミニライブや写真撮影会など、新しいコンテンツにも取り組みました。また年々少なくなる財源、経験やノウハウ不足などで新たな政策を実現するために、企業との連携事業を積極的に進め、双方が力を合わせることで国や交付金に頼らない持続可能なまちづくりの実現に向けて取り組んでまいりました。

本町では複業人材の活用、外国人材の登用、空き家の活用、教育支援、子育て支援など様々な企業と連携してきました。

複業人材の活用では、若手職員が本町のきれいな景色やおいしい食べ物などを国内外に発信するため、SNSの専門知識を有するマーケティングアドバイザーと連携し、町公式インスタグラムを開設。令和5年度中に周辺自治体のフォロワー数を超える目標に向かって継続的に取り組んでいます。

このように本町にはたくさんのコンテンツがあり、それらを多くの関係者と一緒になって生かすことが重要で、さらに企業と連携することで相乗効果が生まれます。それらを着実に進めるこ

とで、まちのにぎわいが必ず戻ってくるので、今後も継続的に取り組む必要があると考えています。

○出口 実議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 松岡副町長から地方創生に関する事で答弁をいただきました。特に思い出深いのは、昨年の夏の暑いときに青少年センターで開催された、高校生がたくさん岬町に来ていただき、岬町の活性化のアイデアというのをたくさん出していただきました。ああいう取組はなかなか見たこともないし斬新なイベントであったと覚えております。こういう方々が今後は岬町にどんどん入ってきていただいて、それを実現することによって活性化が図られるということをしつかりと目指していきたいと私も思っております。

また企業との連携というのもたくさん進めていただきました。空き家の活用に関しても、昨日ですか、日曜日にも来ていただきましたが、空き家活用株式会社の社長さんが、いろんなアイデアを出していただき、大きなイベントとなっております。そのような連携が進んでいくことによって、町も活性化してくるのかなと思っております。

続いて深日航路再生について取り組まれたこと、どのような仕事をしていただいたのか発表していただきたいと思えます。

○出口 実議長 副町長、松岡裕二君。

○松岡副町長 竹原議員のご質問にお答えします。

まちのにぎわいを取り戻すには新しい人の流れをつくることが不可欠であり、第5次岬町総合計画に深日港周辺は行政交流拠点に位置づけられ、災害発生時などの海上ルート拠点、新しい人の流れを生み出す交流港として機能を高め、地域の活性化に努めることになっています。深日港という港があるから新しい人の流れをつくるだけでなく、物を大量に運んだり、発災時には緊急物資の搬入、被災者の輸送に対応することが可能になります。

そのような中で、深日洲本ライナーの運航は新しい人の流れをつくるためにとても重要であり、平成29年度から始まった旅客船運航を継続していくことが私の本町勤務の中で一番重要な仕事だと思っていました。それを実現するため、民間会社や国などの勤務で培った知識、経験や人脈等を最大限活用し、フェリー旅客船会社、旅客船協会などへの訪問、ヒアリングを実施したほか、旅客数を増やすための観光周遊ツアー、自転車のガイドツアーに取り組みました。

また、令和4年度からの3か年事業として、内閣府から広域型サイクルツーリズムを活用したまちづくり事業が認定されたことは、航路再生につながる大きな成果だったと思えます。

2025年大阪関西万博の開催に向け、大阪湾ベイエリアを周遊する動きが活発になってきま

す。この新しい人の流れを逃さず、関西国際空港を拠点とした南回り観光ルート構築につなげていき、深日洲本ライナーのさらなる集客に取り組む必要があると考えています。

○出口 実議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 令和4年度から3か年事業として認められた昨年度が1年目、この令和5年度は2年目、令和6年度が3年目という、この3か年計画の事業を認められたというのは、ずばり松岡副町長がおられたからだと、私はそう認識しております。

また私は議会の中で、深日港活性化・空港対策特別委員長を仰せつかっておりますので、その特別委員会におきましても副町長の活動をいろいろ報告させていただいております。航路につきましているろんな意見がございますが、何より前に進んできているなど感じるのは、議会の連携協議会において、洲本市側からこの事業をこうしていったらどうか、こう取り組まれてはどうかという意見がどんどん出てくるのが、以前の5年前、10年前の雰囲気とは少し変わってきて、この事業についてしっかりと取り組んできたことがそうつながっており、令和7年度以降の計画についても提案があったと思っておりますが、それを進めていく礎をつくっていただいたのかなと理解をしております。

続きまして、副町長のお仕事として観光促進についても取り組まれていたと認識しておりますが、どのようなものであったでしょうか、よろしくお願ひします。

○出口 実議長 副町長、松岡裕二君。

○松岡副町長 竹原議員のご質問にお答えします。

本町には海、山や貴重な文化財があり、大阪市内から約1時間という立地にありながら、とても自然環境が豊かなまちで、様々なコンテンツがあります。また関西国際空港が近いこともあり、アフターコロナを見据え、国内旅行者だけでなくインバウンドを誘致する取組が重要になってきます。

海ではビーチスポーツ、ヨット、カヌー、釣りなど、山ではトレッキング、重要文化財や日本遺産葛城修験などの文化財巡りを楽しむことができます。

このような中で、官公庁や文化庁の補助が採択され、南海電鉄とのビーチスポーツ、トレッキング、サイクリングやアイドルイベントを開催したほか、釣りを楽しむ釣りガールイベントの開催、興善寺、船守神社の重要文化財、西陵古墳の史跡に他言語化による解説板の設置、マップや動画などを整備し、モニターツアーやまち歩きを開催しました。

受入れ環境や町内周遊のモニターツアー、まち歩きを開催したことにより、国内外の観光客誘致の機運が関係者内で少し醸成できたと思っております、今後、関係者が積極的に協力して取り組む

ことが重要であると考えています。

○出口 実議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 岬町の観光について取組を発表していただきました。岬町の観光行政だけではなく、観光協会が新たに発足し、まだ黎明期といわれる中、副町長がしっかりと関わっていただいて、このようなイベントを提案していただいて今があるのかなとも認識しております。

この観光については、今岬町の中にいる住民によってはなかなか思いつかないこともございます。それを新たな視点から提案していただいたことに深く感謝申し上げ、そのなされていることを横から見させていただいて、これを続けていかなければならないなと思ったところでもございます。

地方創生、航路再生、観光戦略についてお聞かせいただいて、本当にそのとおりで、松岡副町長が岬町にこれからやっていくという苗を植えていただいたと思っており、今後そのような苗にどのような花を咲かせ、どのような実をつけていくのか、今後は行政もそうですけれども議会にも、住民一緒となって取り組む必要があるのではないかと、私自身もしっかりとその一翼を担わせていただこうと思っております。

岬町副町長事務分担規則によりますと、松岡副町長が担任する事務をしっかりと果たされております。この事業において取り組んでいただいたことに敬意を表するとともに、また国土交通省へ復帰された後も岬町を忘れないで、今後も様々な助言をいただくとともに、陰ひなたなく応援をしていただきますようお願いをしたいと思います。

そして質問は最後になります。副町長を2名置くことによる効果はどのようなものかということで、その当人である副町長ではなくて、今回の答弁は田代町長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○出口 実議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 竹原議員さんのご質問にお答えいたします。

国から副町長を置くことによる効果ということですが、もう既に議員の質問の中で松岡副町長が事業の内容、今まで取り組んだ内容については説明させていただいたので、私があえて言うことはもうないのかなと、それほど副町長の功績というのは立派であったのかなと思っております。

その中で過去の例から、副町長をなぜ岬町は2名にしたのかというところからちょっとお話をさせていただきたいなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

私が町長に就任した平成21年の当時は、副町長を置かず町政運営を行っておりましたが、

様々な行政課題に直面する中で、平成23年の10月に本町職員として行政経験の豊富な中口守可副町長を副町長として選任し、町政全般にわたり私の補佐役を務めていただいております。

しかしながら、昨今の社会情勢の変化の中で、本町の課題の一つであった深日港洲本港航路再生をはじめとする地方創生については、その分野に特に精通した副町長を別に選任する必要があるとの思いから、副町長の定数は2名以内とする条例の定めを最大限に活用することといたしました。また、それには国からの支援が必要と考え、地方創生に積極的に取り組む市町村に対して、意欲のある国家公務員や大学研究者を市町村長の補佐役として、地域を支援する地方創生人材支援制度を活用して、平成27年7月1日から国土交通省より種村誠之副町長の派遣をいただいたのが始まりであります。

種村副町長の派遣により国土交通省との関係性が築かれ、平成29年7月1日から松田康博副町長、さらには平成31年4月1日から現在の松岡裕二副町長の派遣をいただき、航路再生をはじめとする地方創生事業に取り組んでいるところであります。

これまでに3名の副町長を国から派遣していただいているところでありますが、その手法は三者三様で違いはありますが、いずれの方も国とのパイプを最大限に活用し、本町の活性化に資する様々な事業に取り組んでいただけてきたところであります。その中においても松岡副町長は先ほど本人のほうからいろいろ答弁もありましたとおり、深日港洲本港航路再生事業におきまして、新たな令和4年度から6年度までの地域再生計画が認められたことは、私自身、大きな成果であったと感じております。

また、令和2年11月3日には、全国に2つしかないみさき町の御縁から、松岡副町長の先導により岡山県美咲町との間に、友好交流都市協定並びに災害時における相互応援協定の締結ができたことも、本町にとって大変意義あるものであったと感じております。

このほかにも、私に同行しての国への要望活動においても、非常に行動力、またフットワークがよくて、国土交通省での経験を生かした要望においても、先に要望先を選定されて、より効果的な要望活動ができたのにも、私は本当に感心をしておるところであります。

このように中口副町長には町政全般にわたる事務について、国から派遣されている松岡副町長には航路再生をはじめとする地方創生事務を担当し、それぞれが私の補佐役を務めることで、第5次総合計画に掲げております、みんなでつくる恵み豊かな温もりのまちみさきの実現に向けて取組が行われるものと考えております。

しかし今、非常にこれはもう仕方ないことですが、今日のこの議会が松岡副町長にとっては最終になるのかなど、このように思います。ただ歴代の派遣職員さんは、副町長は2年が本

来の任期なんですけれども、松岡副町長についてはコロナ禍もあって4年という、言わば副町長の任期4年を全うしていただくという、国にとってもあまり例のない、そういったことを国のほうでご配慮いただいたということで、非常に私にとっても、また岬町にとっても松岡さんのこの4年間の存在価値というのは大きいものであったと、このように高く評価したいなど、このように思っております。

今後、新たな副町長をお願いしておりますけれども、松岡さんに代わる副町長が岬町のほうに赴任してこられた場合は、ひとつ議会の皆様方のご協力を賜りたいと、このように特に竹原議員さんには協力をお願いしたいと思います。

○出口 実議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 町長より、この4年間の効果というのをお聞かせいただきました。

ほかの市町の話をしてみると、このように副町長が地方創生を担っていただくというのはあまりない話でございまして、私が付き合いをしております維新の会の近隣のメンバーにしても、副町長が、副市長がそういうようなことを取り組むなんて羨ましいなという声でいっぱいでございます。

その町によっては地方創生に関して外部の人材を登用するというところで、地域おこし協力隊などそういうところで取り組んでいるとも聞いておりますが、やはり副町長という肩書きの下、町長をサポートしながら進んでいくという姿は、もう5倍、10倍の効果があったのではないかと、もっと効果があったのかなと思っております。

当町の強みを生かし、積極的なまちづくりに邁進していただきますよう、議会の最終日には次の方の提案もあるのではと期待もしております。今後の展開も期待いたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○出口 実議長 竹原伸晃君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

再開は、13時00分といたします。

(午前 11時56分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○出口 実議長 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、奥野学君。

○奥野 学議員 奥野学です。議長の許可をいただきましたので、令和5年3月第1回定例会における一般質問を行います。答弁は簡潔によりしくお願いいたします。

今回は2点について質問させていただきます。1点目は、岬町内の森林対策について、2点目は深日漁港ふれあい広場についての2点についてお尋ねをいたします。

まず、2019年3月に成立しました森林環境税及び森林環境譲与税とはどのようなものなのかお尋ねいたします。

○出口 実議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 奥野議員のご質問にお答えいたします。

森林環境税、森林環境譲与税がどのようなものなのかのご質問をいただきましたので、まず森林の有する公益的機能及び森林環境税、森林環境譲与税創設の経緯や、その仕組みなどについてご説明申し上げます。

初めに制度創設の経緯でございますが、森林の有する公益的機能は地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林整備を進めていくことは、我が国の国土や国民の生命を守ることにつながるものであります。

その一方で、最近では森林の所有状況や、境界が分からない森林の増加や、森林に従事する担い手の不足等が大きな課題となっていることも事実としてございます。このような現状の下、平成30年5月に成立した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の枠組みの中で我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年3月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が成立し、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されたところでございます。

次に、税や譲与基準などの、その仕組みについてご説明を申し上げます。

森林環境税につきましては、令和6年度から個人住民税の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収するとされております。

また、森林環境譲与税につきましては、市町村による森林整備の財源として、令和元年度から市町村と都道府県に対して、私有人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で案分され、譲与されております。

なお、森林環境譲与税は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、市町村におきましては、間伐等の森林整備に関する施策と人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備の促進に関する施策に充てることとされております。

また、都道府県におきましては、森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てるこ

ととされております。

○出口 実議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 森林環境税及び森林環境譲与税とは、どういう税なのかよく分かりました。

そこで、令和元年度より各市町村に譲与されておりますが、今年度、令和4年度では、岬町に対して森林環境譲与税はどれだけ交付がありましたか、お尋ねいたします。

○出口 実議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまの令和4年度に、岬町にどれだけの森林環境譲与税の交付があったかというご質問にお答えさせていただきます。

森林環境譲与税の交付につきましては、毎年度9月と3月に交付されております。令和4年度の3月交付分が、まだ通知されてきておりませんので確定数字ではございませんが、譲与基準に基づく試算額として通知された令和4年度の譲与額といたしましては485万6,000円交付されることとなっております。

○出口 実議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 令和4年度分で岬町に対する森林環境譲与税交付額は485万6,000円となるようではありますが、この交付税により、多奈川、犬飼地区内の東畑森林会の人工林整備を行ったとお聞きしておりますが、その成果はいかがでしたでしょうか。

○出口 実議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまのご質問にお答えします。

東畑森林会から要望を受け、実施する私有人工林の整備につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、整備のために必要な調査と間伐等の整備を実施するものでございます。この整備予算につきましては、令和4年12月に補正予算のご承認をいただき、現在整備中でございます。この整備によりまして、植林された森林の生育環境や森林の水源涵養、防災機能が向上するものと考えてございます。

○出口 実議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 東畑森林会では、現在、間伐等の整備中とのことですので、終了次第、その成果報告を頂きたいと考えます。

次に、岬町において、国有林、府有林、財産区林、私有林など、それぞれの樹齢及び森林面積がどれだけありますか、お尋ねをいたします。

○出口 実議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ご質問にお答えいたします。

本町の森林面積は、全体で3,531ヘクタールあり、本町は町全体の面積のうち、およそ72%が森林ということになります。

森林の内訳といたしましては、俎板石山、飯盛山周辺の紀泉高原に位置しています国有林面積が112ヘクタール、それ以外の民有林面積といたしましては3,419ヘクタールとなります。この民有林面積のうち、植林がされた人工林の面積は1,287ヘクタールで、この民有林面積には、府有林約8ヘクタール、財産区所有の山林約500ヘクタールが含まれております。このように本町の山林には、松類をはじめとした広葉樹などの自然林が多く生育しており、スギ、ヒノキなどの植林地、特に私有林は少ない状況にあると言えます。

なお、樹齢についてのご質問も頂きましたが、大阪府にも確認をいたしました。樹種や植林の時期等に様々な違いがあり、確実に答えられる調査資料等がございませんでしたのでご了承いただきますようお願いいたします。

○出口 実議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 先ほどの答弁では、樹齢等は大阪府泉州農と緑の総合事務所森林課においても、調査資料がないようであります。岬町の約70%が山林ということですが、今後、その森林育成計画を作成する必要があるのではないのでしょうか、お尋ねをいたします。

○出口 実議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 答えいたします。

本町では、令和2年4月1日から令和12年3月31日の10年間を整備期間とした岬町森林整備計画を策定しております。この森林整備計画に基づき、本町における森林整備の現状と課題を整理し、水源の涵養、災害の防止、土壌の保全、快適な環境形成、保健文化、木材の生産などに視点を置いた森林整備の基本方針を定め、適切に森林整備に努めているところでございます。

○出口 実議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 私の認識不足でありましたが、令和2年から令和12年までの10年間の岬町森林整備計画が策定済みであります。後日、その計画書を改めて見せていただきたいと思います。と思っています。

続いて、今後、岬町内の山林、木材の有効活用についてお尋ねいたします。

○出口 実議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまのご質問にお答えします。

今後の町内の山林、木材の有効活用の考え方についてのご質問ということでございます。本町の林業、森林管理の状況は、岬町林業活性化地区推進協議会が母体となり、林業振興につながる

活動を行っていただいておりますが、高齢化などにより管理の行き届かない森林が増加し、近年では、台風や大雨等による森林災害も発生しております。また天然林において病虫害被害、ナラ枯れ等が発生し、対策を講じているところでもございます。

森林整備におきましても、支障木の伐採や管理の行き届かない森林の間伐等の要望も増加してきております。こうした私有人工林の育成環境における課題等の解消に努めるとともに、人材育成や担い手の確保、木材の有効活用策などについて、大阪府や大阪府の森林組合、岬町林業活性化地区推進協議会などの関係団体と連携を図りながら、大阪府の森林整備指針や本町の森林整備計画に基づき、森林環境譲与税を積極的に活用して、より深い町内の森林整備の検討を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

また、これらに並行いたしまして、森林所有者の高齢化、世代交代などにより、所有者や森林の境界が分からないなどの課題にも対応できるよう、町内全体の森林の状況を把握する調査の実施や森林の地番参考図の作成につきましても、森林環境譲与税を活用して実施してまいりたいと考えているところでございます。

○出口 実議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 今後、森林環境譲与税を積極的に活用して、岬町内の森林整備を推進していただけるということであります。植林した人工林を伐採し、立木を出荷できるまでには長い年月がかかります。

そこで、最後に田代町長にお聞きいたします。

里山において、さらに交流人口を増やすために、間伐、枝打ちなど、整備が行われた一定区域の山林におきまして、最近大変人気があるフィールドアスレチックやグランピング、そしてオートキャンプ場などの森林公園、森林公園整備を検討しませんか。田代町長、いかがでしょうか、答弁をお願いいたします。

○出口 実議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 奥野議員さんの質問にお答えさせていただきます。

本町は、都心に近く、海・山・里の3つがそろった恵まれた環境にあります。交流人口を増やすためには、海・山・里、それぞれ魅力のあるものとする必要があると考えております。このような考えの中、これまでみさき公園の再生について、企業誘致とともに本町の重要課題として取組を進めてまいりました。

みさき公園においては、昨年9月に新たな事業者と契約することができたところであります。これからは、みさき公園が新たなにぎわいの拠点となり、交流人口が増加できるよう事業者にし

っかりと整備を進めてもらいたいと考えております。

また、みさき農とみどりの活性化構想においても、もう一つの拠点と位置づけております道の駅みさきの北側の集団団地について、農業の視点からにぎわいづくりができるよう農業公園などの整備について、その可能性など、新たな検討を進めてまいりたいと考えているところであります。

さらに、ご質問の森林公園の検討についてでございますが、本町の山間部には近畿自然歩道があり、葛城修験道が日本遺産として登録されたこともあり、多くのハイカーが自然散策もされ、ご自身の健康増進などに利用されております。

また、岬町の優れた自然環境の保護と利用を図るため、俎板石山及び飯盛山の周辺と高森山の周辺が、大阪府立阪南・岬自然公園、これは平成23年7月に指定されております。まずは、こうした既にある山の資源をより充実させ、活用してまいりたいと考えております。

また、これまで大阪府において進めていただいております近畿自然歩道の整備が、昨年度で完了いたしました。

そこで、今後については、大阪指定の自然公園であります大阪府阪南・岬自然公園の魅力を向上し、多くの府民の方々に来ていただけるよう取組を強化していきたいと思っております。

先ほど議員のほうから、森林の有効利用ということでフィールドアスレチック等のお話がありました。こういったことも府民の方々が憩える新たな施設整備について、大阪府と十分検討しながら、また要望してまいりたいと思っております。本町の山の交流人口増加につなげるには、今後は森林環境譲与税をうまく活用しながら、間伐されて整地した後に住民の方、また府民の方が憩える、そういった自然の中で楽しめる、環境づくりを進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○出口 実議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 田代町長、答弁ありがとうございます。

今後、大阪府で整備管理をしていただいた近畿自然歩道とともに、里山森林を利用して、さらに交流人口を増やすための森林公園の検討をしていただきたいと私も考えますので、強く要望させていただきます。答弁は結構です。

次の2点目の質問に移ります。

2点目の質問は、深日漁港ふれあい広場について、改めてお尋ねをいたします。

私の2021年12月議会、2022年6月議会での、このふれあい広場での一般質問に対して、田代町長は吉村大阪府知事に対し、直接このふれあい広場の再整備を要望していただきました。

た。その結果、その後、大阪府水産課と岬町担当課とで悪臭対策協議を再開していただくことになりました。

その後、進捗状況はどのようになっていますか、お尋ねいたします。

○出口 実議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 奥野議員のご質問にお答えさせていただきます。

2022年、令和4年6月議会以降の深日漁港ふれあい広場の整備に伴う悪臭問題と内水排除の協議状況について、進捗状況を説明させていただきます。

2022年、令和4年6月定例会1日目の一般質問で答弁を行ったとおり、令和3年12月に町長は、吉村知事に深日漁港ふれあい広場の整備に伴う内水排除と悪臭問題について、抜本的な解決に努めてほしい旨を直訴したところ、令和4年3月に知事の命を受けた大阪府水産課長が来庁され、過去の経緯や現地調査の結果を踏まえ、問題解決に向けて取り組むことを確認しました。また、令和4年8月には、毎年実施される大阪府議会議員団への要望において、本庁の抱えている課題として、ふれあい漁港周辺における浸水問題及び悪臭問題への対応については、整備主体である大阪府において、早期に対応していただくよう要望しております。その後、大阪府の担当者は、知事まで見解を説明し、平成21年、22年に起きた床下浸水の原因については、悪臭対策で管渠吐口に設置したスクリーンゲートの目詰まりや開閉不良により床下浸水が起きたものであり、当時の潮位や雨量では、管渠の大きさを決める設計の仕様の範囲内であることから問題はなく、悪臭対策についても平成22年以降におけるグリーンゲートの常時開放及び管渠吐口にスクリーンゲートと併せて設置した消波ブロックにより悪臭の原因の一つである海草の侵入を防止できていることと、漁港周辺の本町が行う下水道整備を優先的に実施したことにより、週に一度行っている悪臭調査において、悪臭とされる硫化水素は確認されておらず、また、周り住民からも苦情は寄せられていないことから、今後さらなる対策は必要ないとの結論が出たことを、令和4年12月に大阪府水産課長が、知事の命を受け、町長に説明されました。

しかし、平成30年9月の台風21号のときは、民家の床下浸水は発生しなかったものの、町道深日漁港線と管渠が敷設されている施設道路が冠水しており、町としても昨今の異常気象においては、深日地域の中出地区、北出地区、若宮地区などで内水排除にも問題が生じていることから、現に発生した冠水も含めた対策の検討を要望し、大阪府の池田水産課長は、平成30年9月の道路冠水について、潮位などを再度確認するとともに、令和5年度中には必ず何かしらの検討案を町に提示して、早期に問題を解決していく決意を町長に対して示されました。

令和5年2月には、大阪府の担当者から当時の潮位などを調べた結果、管渠設計の仕様に基づ

く管渠吐口の上端を超えていたことが判明したものの、道路高さまでは潮位が上がっておらず、町道及び施設道路を冠水した明確な原因が不明なことから、令和5年度に専門事業者に委託し、その原因を究明していきたいとの報告がありました。

以上が、2022年、令和4年6月議会から現在までの大阪府との協議状況でございます。

○出口 実議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 奥部長から、大阪府水産課との再協議を詳細に報告をいただきました。田代町長及び担当課の皆様の再協議に向けての努力に大変感謝を申し上げます。そのおかげで、大阪府水産課も悪臭問題内水排除を早期に問題解決に向けて動き始めていただきました。深日漁港ふれあい広場に関して、令和4年12月に大阪府水産課長が、田代町長に悪臭問題と内水排除の調査結果を説明に来られたとのこと。

先ほどの奥部長の答弁を要約させていただくと悪臭問題に関しては、スクリーンゲートにテトラポットを設置した結果、海藻の侵入を防止でき、硫化水素の発生は確認されていないとのこと。また、内水排除に関しては、北出地区の浸水問題もスクリーンゲートを常時開放していることで、目詰まりもなく解決できているとのことのようにです。そして今後、平成30年9月の台風21号の影響による施設道路冠水調査を令和5年度に専門業者に委託し、原因究明をしていただくようであります。大阪府池田水産課長から、令和5年度中には必ず何かしら対策案を岬町に提示して、早期に問題解決していく決意を田代町長に対して示されたとのこと。大阪府水産課も、今回は積極的に問題解決に向けて動いていただいております。この最後の調査により道路冠水がクリアできたならば、田代町長は、この深日漁港ふれあい広場を大阪府より岬町への移管をどのようにお考えでしょうか。よろしく願いいたします。

○出口 実議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 奥野議員さんの質問にお答えさせていただきます。

内容については、今担当のほうから、説明のあったとおりでございます。私が就任以前からの懸案の大問題でありまして、なかなか先が見えてこない状況の中でいろいろ大阪府と協議を重ねてきましたけども、一向に答えが返ってこない。いろいろ検討している検討してるとなかなか返ってこないということで、私は直接、知事に直訴する機会がありましたので、そこで、一体知事、この問題をどう考えてるんかと。懸案の問題を理解してはるのかということを確認をしました。

ところが、知事は全くそのことについては存じなかったと。担当を呼んで、早急に内容について調査したなかで回答を出しますということがあって、先ほど担当部長から説明のあったとおり、この令和5年度中には何らかの回答を出していくという結論を得ました。そこで私も、知事の命

を受けてきた水産課長でありますので、じゃあこの件については一切、課長に一任するよということ返事を返しております。

しかし、どんな返事が返ってくるか分かりませんが、私は、これ以前から、奥野議員をはじめ、反保議員、また出口議長からも、いろいろ当時、ご質問をいただいた経過がございます。だから、一日も早いこと、この問題を解決しなけりゃいけないということがあって、いろんなきついことも大阪府に言ったこともあるんですけども、ようやく先が見えてきたというのは、一応悪臭の関係が、ゲートの周りを囲むことによって、それが悪臭対策ができた。

しかしながら、まだまだ毎年、悪臭はしませんけども、汚泥をくみ上げていかなあかんという作業は、年に1回必ずやらないかんという問題が残っております。私は、やはり一番怖いのは、高潮の対策を行う中で、万が一、今、水門を開放してることによって、北出地区、中出、南出地区といろいろあるんですけども、その一帯が冠水してしまわないかという心配がありますので、やはり内水排除を万全にしてほしいと。それにはやはりポンプアップしかないだろうということ、私は何回も申し上げてきたんですけども、大阪府としては新たな方法を考えて、そういう内水排除に対する対策を講じてまいりますという返事を頂いておりますので、その回答が出て、そして事業実施に当たるような状況が出てきた場合は、大阪府と当時の岬の町長と覚書を交わしておりますので、それに沿って、私は町に引き取りをしたいと、このようには思っております。

しかし、この問題について、やはり住民の生命と命を守るためには、万全の内水排除処理をしておかないといけないかなと思いますので、安易に大阪府からすぐに引き取るというようなことは難しいのかなと、このように思っております。

それで、当初ふれあい広場として、ふれあい漁港としての計画がありましたが、いろんなミニ水族館とかいろんな計画がありましたけども、それは、もうその時代の国の事業が終わっておりますので、今後引き取るとした場合については、あくまでこれは私の私的な考え方ですけども、やはり深日漁業組合さんと観光商工会の皆さんと一緒に、漁港ふれあいまつりをやっていたいております。これも概ね10年近くなってくるのかなと思っておりますけども。これもいよいよ地についたイベントとなっておりますので、そういった意味から考えますと、あの広場は、私、いろんな形で使えるようにやっぱり残しておきたいという意味があることは事実です。

しかし、議会の皆さん方のこれは懸案事項ですので、皆さん方の意見も十分聞いた上で判断を、また、付近の地域の方々の意見も十分聞いた上で判断してまいりたいと、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。

○出口 実議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 田代町長、答弁ありがとうございました。私も住民の皆さんの安心・安全が確定できた上でなければ、やはり移管は承知できないかと思えますけれども、なにぶん早く移管ができるようにと考えております。

これから新たなみさき公園再開をランドマークとして、その周辺に海・山・里を利用して、農業公園、森林公園、そして、この深日漁港広場を利用したシーフード公園として3か所でのトライアングルパークとして、さらに交流人口を増加できると考えます。そして、27ヘクタールの関西電力多奈川第二発電所跡地に優良企業誘致に向け、積極的に活動しなければならないと考えます。すばらしい企業を誘致することが先決です。企業誘致ができれば、自然と岬町全体が活気にあふれ、日本一のまち、岬町となると確信いたします。理事者、議会がさらに一体となり、頑張ろうではありませんか。よろしくお願ひ申し上げます。

これで、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○出口 実議長 奥野 学君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

再開は13時42分といたします。

(午後 1時36分 休憩)

(午後 1時42分 再開)

○出口 実議長 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、道工晴久君。

○道工晴久議員 令和5年3月、岬町議会第1回定例会において、事前に通告をいたしております項目につきまして、一般質問をさせていただきます。

岬町は今、大切な時期に厳しい財政状況の中で最大の効果を求めて、田代町長を先頭に、住民の幸せを求めて町政運営を行っていただいていることに、まず感謝いたしたいと思えます。特に令和5年度は、新たなみさき公園整備事業や関西電力多奈川第二発電所跡地の効果的な運用を関西電力や国、大阪府と十分協議し、岬町のためになる企業の張りつけ等を考えていただかなければならない大切な年度でもあります。このような観点から、通告をいたしております大綱2点について、一般質問をさせていただきます。

まず1点目は、町長が掲げております令和5年度町政運営方針について、お伺いいたしたいと思えます。

冒頭でも申し上げましたが、限られた予算の中で最大限の効果を求めていかなければなりません。

ん。町長は、まちづくりの目標を6項目上げていただいておりますが、どの項目もここ数年、言い続けているものも多くあります。その中で4つのことについて、質問したいと思います。

まず、あらゆる世代の人が、豊かな心を育むまちの中で、学校運営協議会の設置について、お伺いしたいと思います。

今までに何回も町立学校の在り方について質問させていただきました。特に私は、今の児童生徒数から見て、早急に小中一貫校にしてはどうかと申し上げてまいりましたが、いまだに真剣にこの問題について協議をしていないように感じてなりません。今まで教育委員会のほうで、協議や学校運営協議会で、この問題について話し合ったことがあるのかどうか、まずお伺いをいたしたいと思います。

○出口 実議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

教育委員会におきましては、今後の教育環境の在り方としまして、岬町の現状をベースに検討課題として、統廃合や小中一貫校等について継続的に検討を行ってきております。昨年は、先進自治体で小中学校再編に取り組まれてきた担当の方を教育委員会会議にお招きして、勉強会を開催しております。

学校運営協議会制度は、学校と保護者や地域住民が知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、地域と共にある学校づくりを推進するための仕組みで、その主な役割としましては、学校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。学校運営について、教育委員会または学校長に意見を述べることができる。教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について教育委員会に意見を述べるとなっており、令和4年度にモデル校として多奈川小学校に学校運営協議会を設置したところです。学校運営協議会は、地域と共にある学校づくりの推進を目的としていることから、小中一貫校等についての検討は行っておりません。

○出口 実議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 言わんとすることは分からないことはないのですが、もう少し中身のある検討をぜひともお願いしたいと思います。特にその中で、令和4年度に設置した多奈川小学校での協議会では、何をどう取り組んできたのか、お伺いしたいと思います。

○出口 実議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

学校運営協議会の運営に関する要綱では、年3回開催することになっており、今年度は、これ

まで2回開催しております。

第1回は7月に開催し、令和4年度学校運営方針の承認、令和3年度実施の学校教育自己診断結果の報告や創立150周年行事の実施について、説明を行っております。

第2回は11月に開催し、委員の方々の授業参観及び意見交流、学校学年行事の報告等を行っております。意見交流では、委員からは少人数の中でも子どもたちに負担がかからないようバランスよく授業を行っていた。教え込みの授業ではなく、子どもたちに考えさせるような授業でよかったなどの意見を頂いております。

○出口 実議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 多奈川小学校のほうで一生懸命頑張っているという形は、聞かせていただきました。そういう観点も含めて、これからの小学校、中学校の在り方について、教育委員会としてどうお考えになっているのか、お伺いしたいと思います。

○出口 実議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

小中学校の在り方につきましては、子どもたちのいる地域はぬくもりがあり、地域が活性化される。地域の子どもは地域で育てるといった町の基本的な考え方のもと、地域の特色や小規模校のメリットを生かした地域と共にある学校づくりに取り組んでいるところであります。

小規模校には、児童一人一人に目が届きやすく、きめ細やかな指導が行えるというメリットがある一方、集団の中での学び合う機会や運動会などの集団教育活動に制約が生じやすいなどのデメリット面を補うため、深日小学校と多奈川小学校において合同授業や合同での修学旅行を実施しております。学校を統合することによる財政的なメリットが考えられますが、学校がなくなった地域は衰退してしまうと考えております。

このことから、現時点におきましては、地域の活性化、ふるさとを思う気持ちを育むためにも、地域の人たちで子どもを守り育てていくことが大切であるとの観点から、3小学校を存続していくこととしております。

○出口 実議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 今、小学校や中学校の在り方について、教育委員会としてお考えを聞かせていただきました。当然、今の時期ですから、いろいろ学校も考えていかなければ、大変な時期になっていると思います。

私は特に、過日も住民向けに淡輪幼稚園、子どもが少なくなっている。どうしたらいいか意見を聴かせてくださいと、こういうような各戸配付が回ってきました。あれでも私、不親切だ

と思うのです。意見を書いてどうしたらいいのか。役場まで持っていかないといけないのか。こういう声もたくさん聞きました。多分そんな人からは、意見は出ないと思います。ですから、もう少し住民の意見を聴けるようなやり方、そういうものをしっかりと考えていただいて、本当に住民の意見を聴けるような体制づくりをぜひとも行っていただきたいと思います。特に統廃合の問題は、私は町長が勇断をしなければできない。特に反対もあれば賛成もある。大きな問題であろうかと、これはもう十分分かっています。

町長は、子どもは地域で育てると常に申されております。本当にそれぞれの地域で育てることはいいことですが、私は地域とは何を指しているのか。淡輪の子どもは淡輪の人で、深日の子どもは深日の人で、多奈川の子どもは多奈川で、孝子は孝子でと、このような世間の狭い考え方ではなく、岬町のみんなが子どもを育てていく、見守っていく、こういう体制づくりをしなければ、大きな岬町の伸びというものはないと思います。ずっとたっても旧4か町村のままで進んでいくのではないかという思いをいたしておりますが、その辺、町長のお考え、今なお、まだ変わっていないと思いますけれども、子どもは地域で育てるという考え方も含めて、これからの小中学校の在り方について、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○出口 実議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 道工議員さんの質問にお答えさせていただきます。

まず冒頭に、おわびをしないといけないなど、今直感したんですけれども。幼稚園のアンケート調査によって、不十分なアンケートが出ているということについては大変申し訳ございません。私は、いつも常に言ってるのは、アンケートを取る場合は、回答を得る場合どうしたらいいのかを十分検討した上でアンケートを取るようにと指示をしておったんですけれども。そのようになってなかったということは大変申し訳ないなど、深くおわびを申し上げます。

地域の子どもの地域で育てるといふ、地域とは何を指しているのか、淡輪の子どもは淡輪のほうで育てるといふ考えは今も変わってないのかということなんですけれども。一般質問も制限もあるかと思いますが、あまり長々とお話しするのもどうかと思いますけれども。

まず、岬町には3校の小学校があって、各地域の中で、子どもたちが学校教育を受けておるわけなんですけれども。その中で地域とは一体何かというのは、私の考えるのは、地域というのは地域の方という理解をしていただけたらいいと思います。地域の方に子どもたちを育てていただく。そして、その地域を活性化させていく。子どもたちのない地域については、孝子の状況を見ていただけたらいいと思いますけれども。淡輪まで学校で電車に乗って通ってきてると。これは現実にもうやっとな元気な子どもたちが頑張ってるのはよく分かる。

しかし、ご存じのとおり、やっぱり学校がないために、孝子地区もなかなか若い世代の子どもたちが住んでこないというのも現実かなと思っております。そんな中で、私はあのままにしておったんではいかんということで、小学校の跡地、孝子小学校の校舎を歴史館として今活用してます。それで歴史館に多くの方が来ていただいて、ある程度の人のにぎわいもできてるのかなと。また、地域の活性化にもなっているのかなと、このように思っております。

ただ、学校というのは、統合した場合、例えば一番新しい学校はどこかというたら多奈川小学校なんです。淡輪から多奈川小学校へ移動、通学をしなければならない。また逆に、淡輪が多いから、淡輪へ全部、深日も多奈川も、淡輪へ持っていったらいいのか。例えば逆に、深日が中心だから深日に全部寄せるのか。非常に難しい問題がここにあるわけなんですよ。総論賛成・各論反対ということが出てくるんじゃないかなと、そのように思います。

どうしても学校が小規模の中でやっていけない状況が来た場合は、それはしっかりと道工議員さんのおっしゃるように小中一貫校もいいんですが、まず、小学校の統合ということを考える必要があるかと思いますが、それまでにやらなきゃならないことが校区替えをするとか、地域の皆さん方、地域の保護者の皆さん方の意見を聴いて、どのようにしたらいいのかという検討の場をしっかりとつくっていかないと、子どもたちを、また親御さんたちを振り回してしまうような結果になってしまわないかという心配があります。

現実には、保育所統合の問題もそうだったと思います。多奈川の保育所、深日の保育所が少人数だからということで一気に深日の保育所に統合したと。結果的にはどうなったか。反対が起きて、元へ戻してくれということがあって、私が就任してから、また分散をして、そして同じ分散するなら、耐震化のできた、またお兄ちゃん、お姉ちゃんいる学校へ、そこへ併設することがいいだろうということで、議会の皆さん方のご協力をいただいて、そして、多奈川の保育所の子は、多奈川小学校へ、深日の保育所は深日の小学校へと併設させていただきました。現在、それがしっかりと今根づいて、頑張っているということも理解をしていただきたいなと、このように思います。

おっしゃるとおり、効率的にいろんなことを考えると、統合して一本化したほうが、行政としても、また財政的にも、それは幾分か軽減できる部分があります。私は、人という生き物は、そう簡単に右から左へ移行したり、ひっつけたりするのはなかなか難しいと思います。例えば物やそういったものは、右へ左へ動かして、また真ん中にまとめても問題はないと思いますけども、やはり特に子どもというのは、やっぱりその地域で育てていくということが一番親御さんにとっても、また地域の方々にとっても地域の活性化の一つ、また子どもが成長する過程においても、

私は問題ないんじゃないかなと、このように思います。

ただ、道工議員さんが心配されてるのは、どうしても小規模になってくると、先ほど担当のほうから説明があったように、やはり切磋琢磨する、またいろんな行事にしても小規模としてのやり方と、また、一般校としてのやり方の違いがあって、そこに子どもの格差が生まれてこないかという心配もあります。

しかし、そういった問題はその時々、教育委員会、また学校等いろいろ協力していただいて、今の形で存続していくことが私は望ましいんじゃないかなと、このように思いますので、地域とは、地域の方々という理解をしていただきたいと、このように思います。

○出口 実議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 町長のおっしゃることも分からないことはありません。町長の心優しい一面が出ているのかなという思いはしていますけれども、いろいろとやはり先を見越していかないといけないという部分は、十分考えていただきたい。特に質問の中身的にはちょっと変わっているのですけれども、淡輪幼稚園の問題もそうです。あの当時、淡輪に幼稚園が欲しいということで、淡輪財産区であの幼稚園を建てたのです。その思い、やはりまだいろんな思いを持った方がたくさんおられます。ですから、やはり簡単に閉園ということもいかなものかなという思いもしていますが、ぜひともその辺を慎重に進めていただきたいと思います。

次に、国指定の重要文化財修復支援事業についてお伺いたします。

まず、町内には、国指定の重要文化財は幾つあるのですか。

○出口 実議長 教育委員会事務局理事、小川正純君。

○小川教育委員会事務局理事 道工議員の質問にお答えをさせていただきます。

国指定重要文化財は、町内には多奈川地域にある興善寺本堂内の仏像、大日如来坐像、釈迦如来坐像、薬師如来坐像の3体と淡輪地域にある船守神社の本殿で、重要文化財としては4件指定されています。

○出口 実議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 今、教育委員会のほうから話を聞かせていただきました。本当に岬町には古い由緒のある文化財がたくさんございます。特に興善寺の仏像3体、今1体が出来上がって、また2体目へとりかかっておりますけれども、それと同時に、本堂の修復事業も行っていくということで、町もその2分の1を出そうということで予算化もしていただいている。私はいいことだと思っております。

しかし、これからやはりもっと文化財を守っていくという心、もちろん行政が先頭に立って、

これだけのものが多奈川地区の興善寺や淡輪の船守神社、そういうものがあるのだということすらあまり知らない町民の方がたくさんおられる。特に興善寺の3仏については、ご存じない方が大変多い。そういうことの、ひとつPR事業も、ぜひとも教育委員会でしていただけるように強く要望をしておきたいと思います。

次に、公民館・図書館等の整備事業についてお伺いしたいと思います。

淡輪公民館は老朽化し、また高齢者はあの立地条件の中では利用しにくく、大変困っておられます。図書館の整備についても、住民の要望の多いことは十分理解もいたしております。私自身も必要性も十分感じておりますが、公民館・図書館等の整備検討委員会で十分協議し、住民にも意見を伺う機会を設けながら、整備に向けて事業を進めていくとのことではありますが、今の財政力を十分理解していただいた上で、本当に協議していけるのかどうか、その辺の考え方を伺いたいと思います。

○出口 実議長 教育委員会事務局理事、小川正純君。

○小川教育委員会事務局理事 道工議員の質問にお答えをさせていただきます。

公民館・図書館等整備事業につきましては、2月11日に第1回岬町公民館・図書館等整備検討委員会を開催し、基本構想の策定に向け、協議を行いました。

内容は、町民を対象としたアンケート案についてや淡輪公民館の現状の課題や今後新しい施設に望む意見等を頂き、これらを反映し、アンケートの発送・回収に向けて手続を行っているところであります。3月11日には、淡輪公民館においてワークショップを開催し、住民の方々から広く意見を求めていきたいと考えております。現在、教育委員会は、基本構想の策定業務を進めておりますが、事務手続等の遅れにより、今年度内の策定が困難になり、令和5年度6月以降の策定に向け、作業を進めております。

担当といたしましては、本事業は基本構想策定後、令和5年度から6年度にかけて基本計画を策定し、令和7年度には事業化できるよう業務を進めてまいりたいと考えております。本町は、令和3年度に過疎地域の指定を受け、過疎債を発行するための過疎地域持続的発展計画を策定したところであり、今後、過疎債を活用し、実現可能な施設整備の検討が必要となることを踏まえつつ、財政担当課及び庁内検討委員会で十分な議論を重ねてまいりたいと考えております。

○出口 実議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 それぞれの立場で考え方も少しは違うのかなという思いはしていますけれども。

先ほどの話に戻りますが、私は、小中一貫校にすれば3小学校が空いて、その3つの小学校を全部活用できる。庁舎にも持っていける。公民館・図書館もそこでできる。文化センターや青少

年センターもできる。もっと本当に考えを広げていかなければ、財政的にも大変なことになってくると思います。今の計画では、3年先ぐらいには事業化とおっしゃっておりますけれども、本当に財政面で私は大丈夫かどうか心配でなりません。特に図書館などは、私も必要性は十分に分かっております。でも図書館そのものは、大変です。

私も泉南市の教育委員会にいたときに、今の泉南市の図書館を造った一員です。30万冊の図書を入れる。大変な至難の業でした。いろんな補助金を活用して、本当にこの事業を、町長は公民館と図書館とを兼ね備えた複合施設にというお考えのようですが、果たして、そういうものがこれから先にできていくのかどうか。特に今の財政状況から見て、私は心配でなりません。住民の多くの方は、望んでいることは十分知っております。ですから、建物の心配をしなくてもいいような方法、そういう方法もひとつ今後検討をしていただきたいと。先を見越した行政をもう少し推進していただきたいということを特にお願いをしておきたいと思います。

次に、安全で快適な住み心地のいい街について、お伺いいたします。その中の都市公園、みさき公園についてお伺いいたします。

新たなみさき公園整備事業であります。PFI事業者も決まり、これから年次計画的に多くの人々に親しまれる公園づくりが進んでいくと思いますが、PFI事業者と協議を進めるとありますが、町として、どこまでこの事業化に向けて町の意見・考え方が反映されていくのか。その辺についてお伺いしたいと思います。

○出口 実議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 道工議員のご質問にお答えをいたします。

新たなみさき公園の整備運営等事業は、住民の負担をできる限り軽減し、質の高い、質の良いサービスの提供ができるように、民間の資金、ノウハウ、技術力を活用する独立採算型のPFI事業として、みさき公園が持つ集客力とにぎわい機能を維持し、住民の皆さんをはじめ多くの利用者に親しまれる新たな公園として開園することを目指し、住民利用者アンケートを踏まえ、町の意向を反映した募集要項・業務要求水準書を作成いたし、募集を行い、事業者からは要求水準以上の提案を頂き、PFI事業者選定審査委員会の審査を経て、昨年9月に事業契約締結に至ったところでございます。

このように、募集の時点で住民の意見を踏まえた町の意向が反映され、事業者の創意工夫がこれに加えられ、公園計画が提案され、現在は事業者において提案いただいた公園計画をより確実に現実的なものとするため、基本計画の策定に取り組んでいただいております。来春のパブリックスペースの開園に向けて鋭意努力し、その後も新たな公園の機運を高めながら、順次エリアごとの

整備を進め、全体開園を目指していただいております。

このように、基本的には新たなみさき公園整備運営等事業に係る事業契約書第2条に基づき、事業者は、30年間の事業期間において事業者の責任及び費用において提案いただいた公園計画に沿い、全ての事業を実施し、公園の魅力向上に取り組んでいただくこととなります。この事業期間の間、町はモニタリング計画に基づき、利用者から提出される業務報告書等により事業の達成状況等の確認を行い、事業者の責めに帰すべき事由で要求水準が達成できていないなどの場合は、改善要求などの措置を町から事業者に求めることができるものとなっております。

また、業務の進捗に応じて生じる課題等につきましては、双方で協議を行いながら対応しているところでございまして、今後におきましても双方で協議してまいるとともに、新たに設置いたします岬町立みさき公園利用促進協議会などのご意見や、事業者が自主的に行う利用者アンケートにより、住民及び利用者の意見を把握し、公園の魅力向上に継続的に取り組んでいただけるようお願いしてるところでもございます。

今後も様々な課題等が生じると予想されますが、事業者は地域とのつながりの重要性は十分に認識しておられ、町の意向について常に前向きな姿勢で対応していただいております。町といたしましても、都市公園設置者として事業者との連携を密に双方で協議を行い、共存共栄のも考えの下、課題の解決・解消に努め、新たなみさき公園が住民の皆様や利用者の皆様に親しまれ、にぎわいの拠点となるよう取り組んでまいりますので、引き続きのご理解とご協力をお願いします。

○出口 実議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 事業者が、創意工夫しながら一生懸命やっただけの姿もちらほら聞こえてきております。

ただし、心配するのは来春のパブリックスペースの開園でございます。この辺、本来は新たなみさき公園の整備をする事業者にとっては、営業にあまり収益のない部分だと思っておりますが、この辺は、今後、町がいくらか出してほしいというようなことになりはしないかどうか、そういう心配もしているのですが、その点は心配ないのでしょうか。

○出口 実議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ご質問にお答えいたします。

事業者は、パブリックスペースにおいても事業者の責任と費用で、新しい施設として園路や、植栽の整備などを含めてやっていただけるというふう聞いております。そういうことになると、都市公園法及び都市公園条例などの規定では設置許可を出していただいて、使用料というものが発生することになりますけれども、使用料については、収益の生まれる部分と生まれない部

分というのがございまして、パブリックスペースについては住民の皆さんが無料で憩える施設となっておりますので、収益が生まれませんものとなっております。そういったところで減免規定の適用等も考えているところでございます。

整備費用につきましては、募集要項で事業者の維持管理に必要な部分で協議を行うとなっております、その部分、事業者のほうは実施設計が整い次第、協議をしていきたいというふうに言っておられますので、町もその内容をお聞きした上で必要な支援が必要となれば、協力していかねければならないというふうに考えております。

○出口 実議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 大筋は分かりました。最後のほうでもおっしゃっているように、これから協議という言葉で括られておりますけれども、どういうことになっていくのか。事業者が100%面倒を見るのか、町が、たとえ5%でも10%でも経費を見てくださいよという話になってくるのか、少し私も心配する部分があるのですが、その点はしっかりと町長が先頭に立っていただいて、協議を進めていただく。こういうことをお願いしておきたいと思います。この件につきましては、以上で終わります。

次に、2点目の淡輪畑地区に残っております病院跡地について、お伺いしたいと思います。

以前にも質問させていただきました。危険性について本当に申し上げてきましたが、何年も何年もすすんでいます、何の進展もなく、木造2階建ての建物5棟が今現在残っています。窓は荒れ放題、出入り口は開けっ放し、中には石綿の材料を使ったものがたくさん含まれている。アスベストの建物でありますから、早急に持ち主に撤去指導を大阪府と共に協議していただいて、行っていくべきだと思いますけれども、町の指導・命令は誰ができるのか。これからどうしていくのか、お伺いしたいと思います。

○出口 実議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 所有者への指導・命令など、誰ができるのかにつきましては、アスベスト関係を含め、建築基準法第8条の維持保全に抵触する場合は、大阪府が所有者に聞き取りを行い、指導などが行うことができ、また、岬町においても平成26年4月から、岬町空き家及び空き地の適正管理及び有効活用に関する条例が施行され、同条例に基づく指導ができることとなっております。さらに空き家に関する法律として、空家等対策の推進に関する特別措置法が平成27年5月に全面施行され、岬町においても空き家などに関する対策を総合的かつ計画的に取り組む基本的な方針として、平成31年3月に岬町空家等対策計画を策定し、現在は同計画に基づき、指導などを行っております。

○出口 実議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 本当にあの建物は大変危険でもありますし、あの横を通って青少年の森や淡輪学校林、また飯盛山、大福山、登山する方もあの横を通っていかれます。何か事件が起きなければ撤去できないのかなという思いもしてなりません。大阪府や岬町が指導できるということですから、今までどのような指導を大阪府も含めて行ってこられたのか、分かっていたら聞きたいと思います。

○出口 実議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 道工議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、淡輪畑にある建物につきましては、平成26年に廃墟となって久しく子どもの肝試しなどの場となっている。火災などのおそれもあるので対応してほしいとの匿名による情報が寄せられ、担当課としましても現地を確認したところ、老朽化により外壁の一部が崩れていることから、このまま放置すると倒壊などのおそれがあるため、平成28年12月20日に大阪府にも情報提供や対応依頼をするとともに、岬町としても条例に基づき、建物・土地の所有者の調査を行い、建物が未登記であったことから、土地所有者に対し、建物について管理不全な状態であったため、改善を求める助言・指導の文書を郵送しました。その文書を送るまでの状況につきましては、平成26年5月30日に大阪府のほうへ情報提供させていただいています。その後、それと併せて岬町では、平成27年2月16日に土地の所有者など条例に基づき調査を行い、助言・指導文書を送らせていただいています。再度、平成28年12月20日、現場確認、大阪府へ進捗状況の再度確認をさせていただきました。平成28年12月26日に改めて7名の再指導ということで、土地の所有者さんに再通知を送らせていただいています。その再通知を送った後、連絡もなく、平成29年2月にもう一度再指導ということで指導・助言の通知を送らせていただいております。平成31年1月に、現場の調査をしたところ、平成26年とあまり変化がないこともありましたが、再度、土地の持ち主さんに指導・助言の文書を送らせていただいております。現時点で登記情報について再度確認しましたが、もともと7名の土地の所有者さんがおられまして、建物については、登記はございませんでした。7名の所有者から、現在は3名の共有名義となっていることが確認されております。

○出口 実議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 もともとは、冒頭に申し上げましたように病院跡、いわゆる阪南市にございました広崎病院の隔離病棟として、あそこに古い建物を移築した。しかし、排水の同意が得られなくて、建てたままで開院せずに現況のまま放置されていると、こういういわく因縁の建物だと思

ます。

今、部長のほうからお話がございましたように、本来の医療法人として土地も持っていたと思うんですね。それがもうその医療法人の方が、もう全然そこから消えてしまって、個人の方3名がまだ登記上、残っていると。大変難しい問題も含んでいるようですけれども、かといって無登記の医療建築的なものを、まして危険度の高い建物をあの場に放置するということは、私は本当にいかなものかと思います。できれば強制執行でもできるような、そこまでひとつお考えいただいて、今後対応を、ぜひとも早急に行っていただきたい。こういうことを強く要望して、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○出口 実議長 道工晴久君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

14時33分といたします。

(午後 2時28分 休憩)

(午後 2時33分 再開)

○出口 実議長 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、坂原正勝君。

○坂原正勝議員 公明党の坂原でございます。

ただいま発言の許可を得ましたので、通告に従って、質問をいたします。

私は、住民代表として、この一般質問の場に立たせていただいております。住民からの苦情・要望・相談を受けて、それを基に現地調査をした上で質問をいたします。

したがいまして、答弁者におかれましては、責任を持って、簡潔かつ明快な答弁をされるようお願いいたします。

初めに、行政のデジタル化についてお聞きします。

デジタル化という言葉、最近よく耳にする言葉ですが、岬町でも行政のデジタル化に取り組んでいると聞いています。

そこでお聞きしますが、岬町においてデジタル化が進めば何がどう変わるのか。またどういうことを目指しているのか、お答えください。

○出口 実議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

本町は、昨年3月に岬町DX基本計画を策定し、みんなでつくる恵み豊かなぬくもりのデジタ

ル社会を基本理念として定め、デジタル化により岬町に関わる全ての人々が、いつでもどこからでも安全・安心して様々なサービスが享受できる人々の多様な幸せの実現を目指しております。具体的には、行政手続のデジタル化やマイナンバーカードの普及・活用を図り、利便性が実感できるデジタル社会の実現を、デジタルディバイド（情報格差の解消）、デジタルインフラの普及を図り、誰もが参加できるデジタル社会の実現を、官民データ活用の推進、地域社会のデジタル化の推進、行政のデジタル化の推進を図り、新しい価値を生み出すデジタル社会の実現を目指しております。

国は、昨年12月に全国どこでも誰でもが便利で快適に暮らせる社会を目指して、デジタル田園都市国家構想総合戦略を閣議決定し、地方公共団体のデジタル実装を積極的に支援する方針を決定しております。

本町も国の取組に歩調を合わせたデジタル実装を進めるため、令和5年度当初予算でデジタル田園都市国家構想交付金を活用した事業のほか、デジタル関連予算を計上させていただいております。

○出口 実議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 説明がありましたが、専門用語があつて、少し難しい部分もあったかと思ひます。私なりに調べたことを基に、少し整理したいと思ひます。

岬町は、昨年3月に岬町DX基本計画を策定したとありました。DXとは、調べますと、デジタルトランスフォーメーションという言葉の略で、デジタル技術を用いて人々の生活を発展させることというふうにあります。このDXについては、国ではどのように言っているのかというと、総務省では行政におけるDX推進の意義として3つを上げています。行政のデジタル化を進めるのは何のためかというのを、この3つの理由を挙げて説明しているわけです。

1つ目に、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させること。2つ目は、デジタル技術の活用により業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくこと。3つ目に、データ様式の統一化、多様な情報を円滑に流通することとあります。

これを私なりに言い換えますと、デジタル技術を活用することで、行政が行うサービスも改良あるいは改善や、住民の生活の向上を実現させると。そういう政策を実現していくことと言えらると思ひます。

役場を利用するのが、今よりもっと便利になつて暮らしやすくなるということだと思ひます。その役場を便利に利用するために、必要になつてくるのがマイナンバーカードだと思ひます。このマイナンバーカードについては、今、国を挙げて早く作りなさい、もうみんな作れというキャ

ンペーンを行っております。

岬町も国に倣って、マイナンバーカードの取得を進めています。マイナンバーカードを作れば何か便利になるらしいし、それからポイントももらえる。ですから、詳しいことは分からないけど、とりあえず作っておこうと、結構多くの方がマイナンバーカードを持っているように思います。

でも、そのマイナンバーカードをどう使えばいいのか、何が便利になるのか、何に使えるのかよく分からないという人も多いように思われます。

そこで、お聞きしますが、現時点でマイナンバーカードを持っていると何ができるのか、お答えください。

○出口 実議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 マイナンバーカードを持つ利便性ということで、まず、本町のマイナンバーカードの交付の状況からご説明をさせていただきたいと思います。

本町のマイナンバーカードの交付枚数率は、2月末時点で71.8%となっており、全国平均の63.5%を上回る状況にあります。1万792名の方が、マイナンバーカードをお持ちの状況となっております。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真付のカードでありますので、本人確認のための身分証明書として利用できるほか、自治体サービス、e-Tax等の電子証明書を利用した電子申請、健康保険証としてご利用いただけます。また、マイナポータルからの転出届の提出やスマートフォンアプリでの新型コロナウイルスワクチン接種証明書の即時発行も可能となっております。

マイナンバーカードを所有していることで利用が可能なマイナポータルでは、様々な行政サービスのオンライン申請が可能となっております。具体的に利用できるサービスは自治体ごとに異なりますが、一例としては、妊娠の届出、児童手当の認定請求、保育施設の利用申込み、介護認定の申請などがあり、本庁でも利用できるサービスを拡充してまいりたいと考えております。

○出口 実議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 ただいまの説明では、マイナンバーカードは身分証明書にもなると。また健康保険証としても使える。またマイナンバーカードがあれば、役場に来なくても引っ越しの手続きができる。そのほかにも利用できるサービスを増やしていくというようにありました。

それでは、マイナンバーカードを持っていることで、今後できるようになることにはどんなことがあるのでしょうか、お答えください。

○出口 実議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 今後、利用できることというご質問でございますが、国におきましては、令和6年度末の運転免許証との一体化が計画されております。

また本町では、デジタル田園都市国家構想交付金を活用し、令和5年度にコンビニ交付サービスの導入を行う計画でございます。

コンビニ交付は、マイナンバーカードがあれば住民票や印鑑証明書、税証明書などをコンビニのマルチコピー機を使い、取得できるサービスで、役場の窓口に来ることなく、全国のコンビニで、いつでも取得が可能となります。コンビニ交付サービスの導入に当たっては、町内にコンビニがない多奈川地区においても郵便局と連携し、多奈川郵便局に端末を配置して、交付サービスを行う計画です。

また、マイナポータルや町が導入しているロゴホームを利用し、マイナンバーカードによる電子申請等の行政サービスの拡充も行ってまいりたいと考えております。

○出口 実議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 令和6年度末には、運転免許証がマイナンバーカードと一体化されるとありました。運転免許証もマイナンバーカードで兼ねるわけですね。それから、住民票や印鑑証明など、全国のコンビニで取得できる。岬町のその住民票、岬町で暮らす私たちが自分の住民票や印鑑証明を取るのに、役場に来なくても全国のコンビニで取れるようになります。これはもう画期的なことだと思います。

これまで住民票などの発行は、役場に来るか、あるいはみさき公園駅前の住民票発行コーナーまで出向く必要がありました。それが、全国どこでもコンビニで発行できるということは、大変便利になるということだと思います。

この件について、私は平成31年3月議会の一般質問で導入を提案しました。岬町の住民票などを取得するのに、コンビニでできるようにしたらどうかというように提案しました。そのときは費用がかなりかかるということで実現はしませんでした。平成31年3月に提案させてもらったのですが、令和5年3月、今回は住民の利便性向上につなげるためにもコンビニ発行にこぎつけたということになりました。時間がかかりましたが、これは大変便利になると喜んでおります。

また、コンビニのない多奈川地区はどうするのかと。コンビニがない多奈川地区では、郵便局でその代わりをすると。郵便局にその端末を置いて、郵便局でも発行できるようにすると。これまた丁寧な対応ですね。多奈川地域の人にとって、非常に丁寧な対応で喜ばしいことだと思います。

このコンビニ交付ですが、これは今、令和5年度に導入する計画とありましたが、具体的には令和5年度の大体いつ頃になるのでしょうか。また、住民への周知はどのようになされるのかお聞きします。

○出口 実議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 すいません、先ほどの答弁の中で、私、国の運転免許証を「令和6年」というところ、「平成6年」と言ったようですので、訂正をさせていただきます。令和6年度末の運転免許証との一体化ということで訂正させていただきます。

ご質問いただきましたコンビニ交付、いつからできるのかということでございます。

コンビニ交付につきましては、国のデジタル田園都市国家構想交付金の交付決定が前提となりますが、交付金につきましては、3月中に内示発表があり、4月1日に交付決定が行われると聞いております。交付決定が行われれば、速やかに契約手続を進め、10月頃の運用を目標としております。

周知方法ですが、運用期間が明確となれば、岬日より、町ホームページ、公式LINEで周知、お知らせをさせていただきたいと考えております。

○出口 実議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 これは、住民にとって非常に喜ばしいこと、また便利なことでありますので、住民への周知をよろしくお願ひしたいと思います。

住民票などがコンビニで発行できるということは、行政のデジタル化が進めば、本当に便利になるということだと思っております。これは、今のは、コンビニで発行というのは役場に来なくてもよい、よくなる便利になるという例ですが、では、役場に来て、窓口の手続をするときにもっと便利になることはないか。その行政のデジタル化を使って、窓口に来て、手続する場合でももっと便利にならないかということについて、ちょっと調べてみました。

これは他の自治体の先進事例ですが、役所の窓口に来て、書かない窓口というものがあります。書かない、だから申請を書かないんですね、来た人が。これは北海道北見市の例でございますが、住民票などの証明書を申請する際、役所の窓口で記入する申請書、私はこういう申請が、こういう書類が欲しい。自分の住所・氏名を書く、何に使うかとかいろいろあるんですね、項目がね。住民にとっては、その内容が難しかったり、どこに何を書けばいいのか分からない、分かりにくいなど、窓口では記入の手間や時間もかかっていた。

そこで、この北海道の北見市では、窓口で受付の際に、職員が聞き取りした内容を申請書に印刷して渡す。そのことで住民の皆さんの証明書など、申請を優しく簡単にしたとあるんですね。

どんな証明書が必要か職員が聞いて、申請書を印刷すると。職員が口頭で聞いて、それを入力するんですね。その入力した、入力されたものを住民がもらおうと。だから一切、住民は書かなくていいんですね。もちろん印刷された申請書には、申請内容や自分の住所・氏名もちろん申請書に印字されるということです。

また、窓口でその申請書を書く手間が省けるということですが、例えば同じ人が複数のその証明書が必要な場合に、証明書ごとにまた申請書を書かなあかんわけですよ。同じことを何回も書かないかと。それも同じ人について複数の種類の証明書を申請する場合に、これまでは申請書ごとに住所・氏名、同じことを何回も書いていたと。それが、その手間がなくなったというんですね。住所や名前も何度も書かなくて済むようになった。1回その職員が聞き取りをして、それを入力すれば、それで全て証明書を発行してくれるというんですね。というので、住民からは住所や名前を何度も書かなくても済むようになったし、難しい申請書の書き方にも悩まなくなったと。それから、窓口で申請書に書く、書いてる台、書く台がありますけど、そこで書きながら分からなかったら、また窓口の職員に聞いて、またこっち戻ってきてと、行ったり来たりとか、そんな時間も省けるなったということで、住民からは喜びの声が寄せられているというふうにありました。これが書かない窓口の一例でした。

また、もう1つほかには、群馬県高崎市でもこんな例があります。これは不在者投票に関わることなんですけど、地元に住民票を残したまま、進学や就職、あるいは単身赴任などで別の地域に引っ越した人が、転入先で投票する場合の利便性を向上させた。これは、投票用紙の請求を、マイナンバーカードを使って電子申請できるというものです。これは期日前投票と違いまして、不在者投票になりまして、岬町に住民票があるが、現在、仕事、学校の都合で別の地域に住んでいると。その住んでいる地域から岬町役場に投票用紙を送ってと。それを郵便で送って、投票用紙を今住んでるところに送ってもらって、それを持って、自分の今住んでる市役所の選管へ持って行って投票すると。そんなんがあるんですけど、その投票用紙を今住んでるところに送ってもらうその申請が、今までは郵便でやり取りしとったんですね。それが電子申請で、マイナンバーカードがあれば電子申請でそれも受け付けて投票用紙をすぐ送ってもらえると、そういう制度があるということです。

何が言いたいのか、こういう便利なことを岬町でも実施できないかということをお聞きしたいと思います。

○出口 実議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 ただいまの先進事例の取組で、岬町のほうでできないかということでお答えをさせ

ていただきたいと思います。

まず、不在者投票の請求の電子申請につきましては、町が導入しておりますロゴホームとマイナンバーカードを利用した公的個人認証システムを利用いたしまして、令和3年の町長選挙から導入を行っております。これまで3件の申請を受け付けております。

ただ、まだまだ制度の周知ができておりませんので、今後、周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、書かない窓口につきましては、住民が申請書に記入することなく住民票などの交付が1か所で受けられるワンストップ窓口のことと認識しております。書かない窓口は、今後の行政窓口の形になってくると考えておりますが、導入に当たっては、窓口業務システムの大きな変更が必要となってまいりますので、財政的な問題も含めて検討の時間が必要かと考えております。現在、町が進めているコンビニ交付や電子申請も、広い意味では書かない窓口の一つの形態かと思っております。まずは電子申請等の手続を増やし、自宅にいながら行政手続ができる、行かない窓口の充実に努めてまいりたいと考えております。

○出口 実議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 不在者投票の電子申請、既にもう岬町はできていたのですね。それは大変失礼しました。この便利な制度があるので、しっかりと住民に周知をしてほしいというように思います。

また、今、部長からは、書かない窓口よりも、もう行かない窓口にするのだというような話もございました。このマイナンバーカードを使って、行政をデジタル化していくということについては、ほかにもまだまだいろんな事例があると思われまますので、ぜひ調査研究をさらに続けていただきたいと思います。

このように行政のデジタル化が進めば、マイナンバーカードを使って、便利よくなるということが分かってきました。そうすると、今度はどんなことができるようになっていくのかという楽しみで、わくわくしてくるようにも思います。

ただ、マイナンバーカードを使って手続をするには、一番手軽なのがスマートフォンを使ってするという事です。そのスマートフォンを操作する必要があるということですね。スマートフォン、スマホですね。スマホを使えなければ、幾らいい制度や仕組みがあっても、これは絵に描いた餅になってしまいます。そういう意味で、スマホ初心者やスマホの操作に不慣れな高齢者などに対しては、どのようにお考えかお聞かせください。

○出口 実議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

インターネットやスマートフォンの普及に伴い、利用できない人と利用できる人との間でデジタルディバイド、いわゆる情報格差が生じており、このデジタルディバイドは、経済的・社会的な格差を含む大きな要因となってきております。岬町DX基本計画においても、デジタルディバイドの解消を掲げており、この3月に初心者の方を対象としたスマホ教室の開催を行う準備を進めているところです。スマホ教室には、定員10名を大幅に上回る88名の方からご応募をいただき、担当課では、4月以降も教室が開催できるよう計画を進めているところです。今後も身近な場所で相談ができる環境を構築し、デジタルディバイドの解消に努めてまいりたいと考えております。

○出口 実議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 デジタル化が進んで便利になっていくのですが、それを上手にうまく使いこなせる人と、使いこなせていない人の差をなくしていくということですね。そういう意味では、もう既にその3月にスマホ教室を開催する準備をしているということでした。細やかな配慮、迅速な対応に感謝したいと思います。今後も住民の利便性向上と業務の効率化に向けて、行政のデジタル化をさらに推進していただくことを強く求めて、この質問を終わります。

次の質問に移ります。

機構改革で役場機能の効率化を図ってはどうか。各課の業務内容を見直し、業務の効率化とコスト削減をするべしというものです。

役場の中には、どのような課、どのような部が幾つあり、またその中に課が幾つあって、その中にまた係が幾つある。それぞれの部や課、係には、どのような人がいて、何人所属しているかということを一覧表にした岬町職員配置表というものがあります。その岬町職員配置表、それは私たち議員にも配付されております。

それによりますと、部については、まちづくり戦略室、総務部、財政改革部、しあわせ創造部、教育委員会事務局などほかにもありますが、8つの部局、部が8つあるんですね。それと26の課があり、その下に40の係があります。8つの部局と26の課、40の係があります。これは、私が数えた数字なのですが、もし間違いがあればご指摘ください。

まちづくり戦略室という部には、4つの課があり、総務部には3つ、財政改革部には2つ、教育委員会事務局には3つの課がある。それぞれの課には、2つないし3つの係があります。

その中で、特にしあわせ創造部という1つの部だけが、6つの課があり、13の係があります。どの部から見ても、課と係の数が多いんですね。全体のバランスから見ても、1つの部に管轄する業務が偏っているのではないかと。あまりに業務の種類や数が多ければ、管理職の目が行き届か

ないのではないかと心配になります。管理職の目が行き届かないことが、住民サービスの低下につながり、業務が非効率になる分、それがコストが割高になるという悪循環に陥るおそれがあるのではないかと思います。

機構改革についてどのように考えているか、担当者のお答えをお願いします。

○出口 実議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 坂原議員の質問にお答えします。

機構改革は、行政課題への対応強化や、より効率的で機能的な業務体制の確立を図るため必要であり、適宜機構改革を行ってまいりました。直近の例で言いますと、平成31年9月に税務課、財政課と行革推進課の3課の事務分掌を整理した上で、税務課と財政改革課の2課に再編しております。

この再編までは、滞納税に加え、国民健康保険料、町営住宅家賃などの一定額以上の債権の徴収や行財政改革プランの作成及び進捗管理について行革推進課が所管しておりました。しかしながら、未収債権の徴収や行財政改革プランの進捗管理をより効率的に行う上で、未収債権の徴収については税務課で行うこととし、行財政改革プランの作成及び進捗管理につきましては、これまでの財政課を財政改革課とし、一体的に行う再編を行いました。

また、しあわせ創造部の福祉課において、その業務が多岐にわたることから、令和4年4月には、障害者福祉施設全般を所管する地域福祉課と高齢者福祉の総合調整を所管する高齢福祉課に分割し、より組織の機能充実に努めてきたところです。

今後におきましても、社会情勢の変化や多様化する行政需要に対し、的確に応えられる組織とするため、必要に応じて業務の見直し、整理などを行い、機構改革、組織改編に関しましては、町長とも十分協議をしてまいります。

すみません、一部訂正がございます。

機構改革の例で、税務課等の再編につきまして、平成31年4月と申し上げる予定だったんですけれども、ひょっとしたら9月と言ったかもしれません。すみません、訂正しておきます。

○出口 実議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 機構改革について平成31年4月、最近では令和4年4月にも組織の再編をした。そして、機能の自立を図ってきたとのことでした。現状の必要に迫られて、その都度、機構改革をしてこられたということだと思います。それをこれからはさらに敏感に、機動的に状況判断して取り組んでいただきたいと思います。

それはなぜか、組織の改編、改革というのは一般の職員ではできないからです。役場機能を全

体的、俯瞰的視野で見て判断するのが人事担当の責務だからだと思います。住民サービスを円滑に行えるかどうかは、職員一人一人の能力を十分に発揮できる環境をいかに整えていくか。そして、管理職がその能力をどこまで引き出せるかにかかっていると思います。

先ほど8つの部局と26の課があり、40の係があるとお伝えしました。26の課があるということは、26人の課長がおられるということです。この26人の課長のうち15人の課長が兼任となっています。その兼任の内容は、部長級としての理事や副理事、これは部があつて課があるのですが、部長、課長、その間に副部長といますか、部長を補佐する立場として理事や副理事というのがありますが、26人の課長のうち15人の課長が兼任となっている。その兼任の課長は大体多くが理事、あるいは副理事との兼任が多い。中には1人で部長級と課長と係長、3つを兼任している人もいます。そして2つの課の課長を兼任している人もおられます。

これほど兼任が多いのは、人手が足りていないのか。また、複数の役職を兼任して、果たしてそれぞれの職務を全うすることができるのか、できるのか、その体制について甚だ疑問に思うのですが、この点についてはいかがでしょうか、答弁をお願いします。

○出口 実議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 坂原議員のご質問にお答えします。

本庁では、事務分掌ごとに、まちづくり戦略室、総務部、財政改革部、しあわせ創造部、都市整備部、会計室、教育委員会事務局、議会事務局の8つの部局がございます。各部局には所管事務を掌理し、所属職員の指揮監督を行うため、各部の責任者である部長を設置しており、また、各部、各課の分掌事務、担当事務を掌理するため、部長以下、理事、副理事、課長、課長代理などを管理職として設置しております。

職員の役職の兼務につきましては、兼務ではなく、それぞれの役職に専念できる環境が望ましいとは考えておりますが、限られた職員数の中、様々な行政需要に対応するためには一定数の担当部局が必要となり、また、それを担当する課長や係長などの職員が必要となり、職員を増やす必要が生じます。

しかしながら、本町の厳しい財政状況を勘案すると、総人件費の抑制も必要不可欠です。令和5年度当初予算案説明書の資料に記載しておりますとおり、一般会計の総人件費予算は18億3,528万3,000円。歳出予算全体の24%を占め、町税収入を越えております。総人件費抑制の課題もあることから、一部の配置におきましては兼務をお願いしている状況です。

しかし、係長として配置できる職員の育成も進んできており、徐々にではありますが、課長の係長兼務状態も解消されてきております。

なお、理事職を補職としている職員は、その担当業務における豊富な経験、専門性の高さを有していることから、困難事例解決時における対外的な位置づけを考慮し、また、現在の理事職が部長に昇格した際に、部長として十分な能力を発揮するための育成も兼ねて、理事職を補職しております。

今後も、管理職をはじめ職員全員がそれぞれの役職において、力量を十二分に発揮できるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただけますようお願い申し上げます。

○出口 実議長 申し訳ございません。傍聴の方、私語をやめていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

坂原正勝君。

○坂原正勝議員 ただいまの答弁では、兼任ではなく、専任できる環境が望ましいと考えているが、厳しい財政状況もあり、兼任もやむを得ないということでした。

私が最初に述べた各課の業務内容を見直し、業務の効率化とコスト削減というのは、業務内容に応じて人員配置にメリハリをつけてはどうかということです。

例えば、都市整備部の二国推進課には、課長、係長、会計年度職員の3人が所属しています。これは3人でよかったですかね。二国推進課とは、第二阪和国道の建設促進に関する業務に携わってきた課であります。第二阪和国道が、現に和歌山市まで開通した今、二国推進課にはどんな業務があるのでしょうか。この課の課長は、別の課の課長も兼任しております。別の課は、現地確認や現場での打ち合わせなど、ただでさえ業務量が多く、残業時間も多い部署だと聞いています。

そこでお聞きしますが、一定の役割を果たした二国推進課はこの際廃止すべきだと考えますが、担当者の答弁を求めます。

○出口 実議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 坂原議員のご質問にお答えします。

課の統廃合等を含む組織改編、機構改革につきましては慎重に検討し、判断すべき案件ですが、町長の専権事項であり、人事担当としては必要に応じてその都度町長に相談し、判断してまいります。ご理解いただけますようお願い申し上げます。

○出口 実議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 同じ質問を田代町長にお聞きします。いかがでしょうか。

○出口 実議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 坂原議員さんの質問にお答えいたします。

人事の組織改革、改変等については、その都度事業の中身によって改変しなければならない場合、また、機構改革をやらなきゃならない場合、いろいろあります。現状で今差し当たって、基本改革をやらなきゃならないというのはないこともないんですけども、例えば、みさき公園は1つのプロジェクトですから、別に分ける方法もあるかと思えますし、地方創生もやっぱり分ける必要があると私は思ってますけれども、今のうちの財政状況を考えますと、本来は人件費というのは、1つの自治体によって違うかも分かりませんが、岬町の場合は税収で人件費を補っていくというのが通常の健全な財政運営のあり方かな。

しかし、今遥かに10億足らずの税収は人件費で18億ぐらい、13億ぐらい行ってるというような状況の中で、機構改革して例えば部を増やすとか、課を統合するとかいろいろやるとしても、かなりまた管理職手当等も含めていかなきゃならないというのがあります。そのために今会計任用職員、また任用職員に頑張ってもらって、今現職員の補佐をしていただいているというのが現状でありますので、私は今の状況で業務に支障を来しているようなことはないんじゃないかな。ただ、兼務をしているところについては、2つの課を兼務しても大丈夫だろうという判断の下でやっておりますので、もし問題があるとすれば、またその辺は改変していかなきゃならないのかなと思っております。そういったことから、議員おっしゃるように、住民の対応、サービスに低下するおそれがある。また事務処理に問題があるというときには、検討してまいりたいと思っております。

○出口 実議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 役場全体として、役場機能の見直しを図りながら業務の効率化を図り、一層住民サービスの向上とコスト削減を図るよう強く求めておきます。

次の質問に移ります。

本日より岬町議会第一回定例会が開会されましたが、今月の3月23日には大阪府知事選挙、また3月31日には大阪府議会議員選挙が告示されます。そして、4月の23日には岬町議会議員選挙が行われる統一地方選挙が実施されます。そこで、選挙投票所の運営についてお聞きしたいと思います。

選挙の投票所、これは当日の投票所、あるいは期日前投票所も含め投票所全てにわたってのことですが、投票に配慮が必要な方に投票支援カードを配布してはどうかというものです。

投票支援カードというのは私の言い方で、仮称として言っておりますが、様々な理由により選挙の投票所において、1人では投票が困難な方がスムーズに投票が行えるようにするというものです。

これも先進事例を調べましたが、大阪府四條畷市では選挙支援カードというものを利用しているということでございます。投票所で、代理投票や他の支援が必要な場合に、選挙支援カードを提示することで必要な支援を受けることができるというものです。言葉で伝えることが困難な方や苦手な方は、この選挙支援カードを事前にダウンロードして、記入の上投票所へ持って行く。また、選挙支援カードは各投票所にも備えているので、その場で記入しても可能ですというふうなものです。

この選挙支援カード、どういうことが書いてあるかという、投票にお手伝いが必要な方はこのカードに書いて持ってきてください。係員に出してください。その中で①、②とありまして、①ではできることを選んでください。会話ができる、メモができる、指さしができる、歩くことができる、この中からできることを選んで書いてくださいということですね。

②では手伝ってほしいことを選んでください。どういうことを手伝ってほしいか、投票用紙に代わりに書いてほしい、また投票所内を案内してほしい、誘導してほしい、そのほかに気をつけてほしいことや手伝ってほしいことがある、その場合はどのようなことか書いてください、そういうふうにしてある選挙支援カードがあります。それを事前にダウンロードして記入して持っていけば、その場で係員が見て、そのままスムーズに投票ができるというものです。大阪府四條畷市の一例です。これは既にこのサービスが始まっているそうです。

もう一例紹介させていただきます。今度は愛媛県松山市の事例です。ここでは投票お手伝い希望カードというものと、コミュニケーションボードというものを導入するということです。松山市によると、言葉を出しての意思疎通や単独での投票が困難な人がスムーズに投票できるように、投票お手伝い希望カードとコミュニケーションボードを導入する。

投票お手伝い希望カードは代理投票を利用したい、投票所の中を案内してほしい、点字で投票したいなどの項目が書かれている。それは4サイズで、ホームページからダウンロードできるというものです。これも事前にダウンロードして、その中で希望する項目にチェックを入れて投票所へ持って行く。係員に渡すと、そのとおりに支援してくれるというものです。

コミュニケーションボードというのはA3サイズの亚克力板ぐらいの大きさでしょうか、そのボードでイラストと文字が書いてある。その中にはよくある問合せや困り事など、8項目について文字とイラストで対応を表現している。それを指でさしてもらったら分かる。例えば、入場整理券を持っていません、忘れました、その場合も大丈夫です、こちらに書いてくださいね。代理投票を代筆してくださいと書いてあるのです。それを指でさしたらそうしてもらえ。そういうものを投票所全てに配置しているというものです。

毎回の選挙で、投票所内で投票困難者の方がそれを説明するのがうまく伝わらない。係員もど
ういうふうに聞いていか分からないので時間がかかってしまったり、あるいは、投票に来られ
た方が、しまいには感情を害して、ちょっと怒っているというそういうふうな場面も何度か目
にしたことがありますので、こういう便利なものがあれば、ぜひ岬町でも取り入れてはどうかと考
えますが、いかがでしょうか。

○出口 実議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 投票所内では周りに多くの人がいるため、なかなか支援を求めづらいという方もい
らっしゃるかと思います。議員からご提案をいただきました投票支援カード、コミュニティボー
ドにつきましては、周りに気兼ねなく支援を求められるよい取組であるかと考えております。

誰もが投票しやすい環境を整えるという観点から、4月に施行される統一地方選挙から投票支
援カード、コミュニティボードについて、期日前投票を含めて導入をさせていただきたいと考
えております。

導入に当たりましては、町ホームページや公式LINEで周知をさせていただき、また、投票
支援カードは投票所に設置するほか、事前に自宅でもご記入いただけるよう、町のホームペー
ジからダウンロードができるようにさせていただきます。

○出口 実議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 ぜひよろしく願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。

○出口 実議長 坂原正勝君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

再開は、15時40分といたします。

(午後 3時25分 休憩)

(午後 3時40分 再開)

○出口 実議長 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、中原 晶君。

○中原 晶議員 日本共産党の中原晶です。

国の来年度予算案の審議が進んでいますが、コロナと物価高騰にあえぐ国民の暮らしに目を向
けず、専守防衛を投げ捨てた憲法違反の敵基地攻撃能力の保有と5年で43兆円という異次元の
大軍拡に突き進む、戦後最悪の予算案が衆院で可決通過されました。岸田政権の進める大軍拡と

大增税の道につき合わされるようなことになれば、日本がアメリカの戦争に巻き込まれるだけでなく、国民の暮らしが犠牲になることは明白です。復興特別税ばかりか、財源がないからと減らされ続けている年金まで大軍拡に流用しようとしています。国会で決められることは決して遠い話ではなく、岬町で暮らす住民の皆さんに直接影響を及ぼします。国も大阪府も住民に冷たい政治をするのなら、岬町が防波堤となって住民を守らなければなりません。それが地方自治体の最大の責務です。本日もその立場から質問をいたします。

まず初めに、新型コロナ対策についてお聞きします。

大阪では人口比で全国1位の死者数を出し、第8波でも救急搬送困難事例が多発し、救える命が救えない悲劇が繰り返されました。これまで指摘してきたとおり、保健所を減らし、そこで働く保健師を減らし、病院もベッドも減らし続けてきた大阪府の責任は重いと言わなければなりません。第8波はようやく下火になってきたようですが、いつ次の波が起こるか安心はできません。そんな中、町長の町政運営方針でも語られたとおり、政府は5月8日から新型コロナの類型を現在の2類から5類に引き下げる方針です。この移行によって、住民にとって何がどう変わるのか、お示してください。

○出口 実議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけにつきましては、当初特性が分からなかったということで2類相当とされました。2類相当とされた後、令和2年2月の法改正により、感染症法上の5つの類型とは別の新型インフルエンザ等感染症に位置づけられ、外出自粛要請など2類よりも厳しい措置が取られるほか、緊急事態宣言のような強い行動制限が取られました。その後、第6波、第7波で拡大したオミクロン株については、伝播性が高いものの、従来株と比べて重症化率が低い傾向にあったことや、オミクロン株対応のワクチン接種が進められたことなどから、令和5年1月27日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部は、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5月8日から新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、感染症法上の5類感染症に位置づけることが決定されました。

新型コロナウイルス感染症が新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとされることに伴い、これまで講じてきた各種の政策措置について見直しを行い、このうち患者等への対応及び医療提供体制等につきましては、自治体や医療関係者と調整の上、3月10日に具体的な方針が示される予定となっております。

患者及び濃厚接触者の行動制限等の措置については、これまで新型インフルエンザ等感染症の位置づけにより、療養中の就業制限や外出制限、濃厚接触者の外出自粛等の行動制限、協力依頼を行ってまいりましたが、5類感染症に位置づけられることで、これらの行動制限の措置が取れなくなります。発熱等の症状がある方の受診先については、これまで患者の受入れ可能な医療機関のみでしたが、インフルエンザなどほかの疾病と同様に、幅広い医療機関で患者が受診できるよう、医療提供体制の整備が必要となってきます。

ワクチンにつきましては、感染症法上の位置づけの変更に関わらず、予防接種法に基づき実施するもので、本年4月以降、重症化リスクの高い65歳以上の高齢者等に対して年2回接種を行う方針が示されております。

また、予防接種法上の臨時接種が適用され、無料で接種することができ、重症化リスクの高い65歳以上の高齢者の方は5月から8月に優先して接種し、その他の全世代については9月から12月に年1回接種する予定となっております。

この臨時接種につきましては、令和6年3月まで1年間延長される予定で、その後、定期接種に移行することが検討され、一部自己負担が生じる可能性があることから、引き続き議論されることとなっております。

入院の勧告期間中及び自宅宿泊療養期間中の医療費につきましては、陽性判明前の初診料・再診料・その他CT等の検査料などを除き、公費負担されておりましたが、今後は自己負担が生じてまいります。

マスクの着用については、現在基本的に屋内でのマスク着用を推奨するとされていますが、この3月13日から、今後、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、感染症対策としては効果的な着用の場面にについて周知を行っていくとされております。

そのほか感染症法に基づく患者発生届は終了し、今後、定点医療機関による感染動向把握に移行されます。

○出口 実議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 たくさん一編にお答えいただきまして、そして、私が心持ち早口でしゃべってくださいとお願いしたので、お聞きの方には分かりにくかったかと思ったりもしますが、かなり大きく変わる点があります。その中で幾つか気がかりな点についてお尋ねしようと思います。

一番関係があるのは自分がコロナにかかったのではないかとか、実際にはほぼ間違いなくかかってしまったというようなことが起きたときに、お医者さんに行くじゃないですか。そのときのこ

とがやはり患者さんにとっては一番大きな影響ということになるのではないかと私は思います。

先ほど部長の答弁で、受診できる、受診する医療機関のことを少しだけ答弁されました。今後は幅広い医療提供体制が必要になるというお答えのされ方をしました。よくテレビなどでも受診できる医療機関数が増えますというお触れというか、そういう言い方をよくされましたが、これは実際にはそうではないというのが医療関係者の共通認識になっているのですね。それはなぜかと言いますと、今行われている医療機関向けのいろんな財政的な支援措置があるのですけれども、2類から5類に引き下げることによって財政支援は引き揚げますので、お金をもらってもそれでも大変なんですよ、医療機関は。そうだけれど何とか受け入れてきましたけれども、お金をもらわないのになぜそんな大変なことをしないとイケないということにならざるを得ないと私は思います。

尾身茂さん、政府の感染症対策分科会の会長さんがいます。あの人もテレビ番組などにも出て言っていますけれども、5類にしたからといって多くの医療機関が自動的に参入するわけではないという言い方をされています。その上に、先ほど答弁の中で、患者の発生届の話がされていましたけれども、これは発生届をすることで、保健所が入院調整をするという仕組みですよ。それもやめるんですよ、5類になれば。そういうことだから、医療機関同士で調整をすることにかなりません。そういうことになったら、うちは対応しませんのでと言って、今でも受入れ先を探すのに大変ですよ。さきほど救急搬送困難事例が続出したと言いましたが、30も40も断られてやっと入院先が見つかったということが、この第8波でたくさんあったわけです。それがまた繰り返される可能性があるということを言っておきたいと思います。

ちょっとお聞きしたいのは医療費の問題です。今は2類ということになっておりますので、基本的にコロナの疑いがある。お医者さんが疑いがあるので検査しましょうというその検査料は無料です。公費負担ということです。その先、コロナにかかっておりました。お薬投与されますよね、そのお薬も公費負担ですから自己負担が発生しません。ここが変わるわけですよ。段階的にとか期限を区切ってというふうに言われていますが、必ず一定期間後に廃止されます、公費負担は。

というところで、患者負担が一体どうなるのか、自己負担がどうなっていくのか、そのあたりについてご存じのことがあれば、ご紹介いただきたいと思います。

○出口 実議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えをさせていただきます。

この5月8日から季節性インフルエンザ等と同じ5類に引き下げられた後の医療費につきまし

ては、国はウイルス検査陽性確認後の外来診療を、原則として自己負担とする方向で今検討をされております。その検討につきましては、自治体などの調整をした上で、先ほど申し上げましたように、3月10日にも正式発表される予定となっております。

そこで国は試算をされておまして、新型コロナの初診料は、窓口負担3割の場合で、2,590円程度。5月8日以降は、最大4,170円となり、季節性インフルエンザの初診料4,450円と同等程度となるよう調整をされているということです。入院費も自己負担を求めるとしておりますが、経過措置として一定額を補助するというので、健康保険でいう高額療養費より少し金額を補助するというようなことも言われております。

また、コロナ治療薬で10万円以上と高額となるものがございます。その分につきましては、5類移行後も公費負担を続けるということで、いずれの経過措置も9月末を期限として、この夏感染状況を踏まえて、延長するかどうか判断するというふうに国はおっしゃっているようです。

○出口 実議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 私は松井部長を責めているわけでも、松井部長に怒っているわけでもないのですが、国のしている、やろうとしていることに対して、私は非常に腹立たしく思っているのですけれど。コロナという病気のことを本当に分かって、こんなことを考えているのかと私は疑問を持たざるを得ないのですね。そんなに国は国民の命や健康を守るためのお金を出したくないのかというようにしか思えないのです。新型コロナの感染力は皆さんご承知だと思いますけれども、季節性のインフルエンザよりも遥かに高いわけですよね。後遺症が重いわけですよね。死者数の多さも際立っています。季節性のインフルエンザと全く違う。季節性のインフルエンザは名前のおり季節に限定がありますよね。コロナは年がら年中、去年なんか3回も大きい波が起こったわけでしょう。そんな状況になって、やっと一番大きい波の第8波を超えた途端に、国はそういう方針を出す。本当に私は腹立たしく思っているのですけれど。

先ほど9月末に再度検討して、自己負担の状況については方針を出すということが答弁の中で語られました。初診料は4000円ちょっとぐらいなのかな、インフルエンザとあまり変わらないぐらいという話がありましたが、私はそれも導入するべきではないというふうに思っておりますけれども。その後、初診で新型コロナでしたということになり、治療が必要になりました。治療薬、いくらぐらいかかるのか、めちゃくちゃ高いものがあるわけなのです。私の方で言います、時間のこともありますので。

先ほど答弁の中で、少し補助もあるということも語られましたが、治療薬レムデシビルと聞いたことがおありかと思っておりますけれども、これは5日間で38万円ぐらいかかります、治療費。モ

ルヌピラビルという治療薬もあるそうで、そちらで9万円以上。さきほど38万円というのを聞いたら、9万円と聞いたら少し安くなったと思うかもしれませんが、どちらにしろものすごい高いわけなのです。高額療養費制度がありますから、きちんと手続をすれば、そんな何十万円も払うということは必要ありませんけれども、高額療養費の制度を適用されたとしても、これは所得によって1か月に上限いくらまでしか払わなくてよしいよという制度ですが、低い人でも3万円台ですよ、高い人は8万円とかそんな金額ですよ。これだけの自己負担が発生してくる。そうなってくると、そもそも医者に行く足が遠のく。これは私は起こってくるのではないかと思うのです。

ですので、国が責任を果たさない以上、住民に最も身近な地方自治体が住民の命と健康を守る砦となる必要があるというように思います。発熱外来、ものすごく岬町では医療機関がよく頑張ってくれています。前回の議会でも確認をさせていただいて、発熱外来を行っている人口比の割合で言うと、大阪府下トップの割合で医療機関が頑張って発熱外来を実施してくださっている、それが今の岬町の実態なのです。

ただ、お医者さんも今後コロナの患者を受け入れても、プラスアルファの財政的措置がないというようになったら、どうなっていくか分からない。それに先ほど申し上げたとおり、患者負担が発生するという事になったら、検査や受診を控える、そういう人が出てくる懸念は大いにあります。

そこで私が言っているのは、岬町が何らかの補助を行って、患者負担が発生しないように努めるべきではないか、コロナにかかったのと違うのかと心配が起きたときに、医療費の心配をしないで病院に行ける、今そういう状況ですよ、その環境を続ける、そういうことを岬町として努力するべきではないかと思っているのですが、いかがでしょうか。

○出口 実議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えをさせていただきます。

今、議員ご提案の患者負担分について補助するべきではないかというお話ではございますけれども、なかなか難しいのではないかというふうに考えます。確かに患者負担が生じることで、例えば、軽症の方などは医療機関を受けずに、市販の解熱剤等を服用される場合もあるかもしれませんが、しかし、高齢者の方や基礎疾患のある方で発熱等の症状が出た場合は、患者負担が生じますが、必ず医療機関に受診していただきますよう、住民の方に呼びかけていきたいというふうに考えます。

また、これまでも町内の医療機関につきましては、新型コロナの発熱外来について協力をいた

だいておりますので、引き続き協力していただけるようお願いをしまいたいというふうに考えます。

今後、病原性の高い変異株が拡大した場合には、直ちに感染症法上の位置づけを見直し、適切な措置が講じられるよう、国に要望していきたいと考えておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○出口 実議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 しっかり国に要望していただきたいと思います。

コロナは本当にすごいですよね。あちらも生き残りがかかっているので、本当にいろんな変異をしながら、今後本当にまたどうなっていくのか分からないという状況だと思いますので、私は、部長がお答えになった今後何か大変な変異株が出てきたら国に要望するのではなくて、そもそも今やろうとしていることをやめてくれと要望するべきだと思います。コロナにかかったと心配があれば、病院にかかってねと呼びかけていきたい、呼びかけるのであったら、岬町からお金を出してあげてほしいというのが私の心情です。

大阪府にもきちんと要望をしてほしいのです。感染症は、市町村は本当にほとんどできないわけなんですよ。ご承知のとおり、感染症を扱えるのは保健所です。保健所は大阪府、都道府県ですので、大阪府にしっかり要望しておいてほしいと思います。

ただ大阪府は、国の1月下旬の方針を受けて、早々と3月末で無料検査もやめる、医療機関への支援もやめる、配食サービスもやめる、決めてしまっております。聞こうと思うのは、配食サービス、岬町も独自で努力して、民生委員さんの協力なども得て、制度として整えています。配食サービスも岬町もやめてしまうのでしょうか。

○出口 実議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

今岬町独自で自宅待機という自粛要請の中で、食事の購入が困難である方についての配食サービスについては、まず、大阪府の配食サービスを申し込んでいただいた上、それに補充する形での制度となっております。そこで大阪府が配食サービスなどについても終了するというふうにおっしゃっている以上、岬町としても規定上でいけば廃止せざるを得ないというふうに考えております。

○出口 実議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 松井部長、私は今日はたくさん質問項目を設けていまして、あまりこの項目だけでたくさん時間を使うわけにいかないのです。ただ、この項目が一番時間かかるだろうとは思っ

ておりました。

ただ、今の答弁はちょっと。結論が悪いのじゃない。あなたの答弁で、府に配食サービスを申し込んだ上で、岬町の配食サービスを補助的に利用してもらおう。その件はこの間議会でやり取りしました。柔軟に運用するから、府に申し込んでいなくても、事情によれば町の配食サービスだけでも利用できる、それが当然でしょう、私とあなたのこの議会でのやり取りの。それをまたひっくり返すようなことをここで言ってもらったら困ります。反省していただいた。時間を取ってられないから、言うことだけ言っておきますが、廃止せざるを得ないということですが、そこについてはぜひできることは何かということをよくお考えをいただきたいと思います。

繰り返し申し上げていますが、地方自治体の仕事は何か。この町に暮らす住民の命と暮らしを守ること。命があってこそ暮らしがあります。岬町の責務をよく自覚して、政府や大阪府の方針に従うばかりではなく主体的に判断をし、住民の命を守る役割を果たすよう求めて、1つ目の項目は終えたいと思います。

2つ目に、子育て支援策の拡充についてお尋ねします。

午前中トップバッターの瀧見議員の一般質問でも、昨年の全国の出生数が80万人を割り込んだという話がありました。想定以上の低い出生率に衝撃が走りました。政府も相当なショックだったのでしょうかけれども、私から見ると、政府自らが行ってきた政治の結果でしかないと思います。政府が有効な対策を取らない状況にありますので、ここでも地方自治体の出番だと私は思っています。子どもが増えるまちにしていくために、子育ての経済的負担を軽くすることが必要です。今日は幾つか提案し、岬町の姿勢を問いたいと思います。

1つ目に、妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援事業という取組が始まりますが、その機会を捉えて、この事業を行う際に、併せて紙おむつの無料配布を行ってはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○出口 実議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

伴走型相談支援事業につきましては、令和4年10月28日に閣議決定されました物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策に盛り込まれた妊婦・子育て家庭への支援策として、国の令和4年度第二次補正予算で新設された子ども・子育て応援交付金事業でございます。

事業の内容につきましては、妊娠から出産、子育て期、特にゼロ歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、妊婦さん、子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、相談支援と経済的支援を一体的に行う事業でございます。

伴走型相談支援は、妊娠届け出時、妊娠8か月頃、出生届時以降の子育て期の様々なニーズに寄り添い支援を行ってまいります。

経済的支援としましては、出産応援給付金として妊娠届け出時に5万円、子育て応援給付金として、赤ちゃん訪問時期に5万円の給付を行います。それぞれ応援給付金は、出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用などに活用していただければと考えております。

先ほど議員のほうからご提案がありました訪問時に紙おむつを無償配布してはどうかというご提案ではございますけれども、本事業の出産子育て応援給付金、また岬町の出産祝い金制度がございますので、そのような給付金を活用していただくことで、紙おむつ等の必要な物品を購入していただければというふうに考えております。

○出口 実議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 妊娠届のときに5万円、赤ちゃん訪問時、出生後5万円、出産祝い金制度もありますよという話でした。私はそれにさらに上乘せをして紙おむつの無償配布を求めたわけですが、今回はいいお答えはいただけませんでした。またぜひご検討をいただきたいと思います。

若い世代、なぜ子どもが増えないのか、お金がかかるからです。もうそれははっきりしていますので、そこへの手立てを町としてしっかり考えていく必要があるというように思います。

2つ目は、高過ぎる国民健康保険料の軽減について提案し、求めたいと思います。子どもの国民健康保険料の均等割が、現在は就学前まで半額減免ということになっておりますが、これを無料にして、子育て世帯をこの分野でも財政的に支援してはどうかと考えますが、いかがかお考えをお聞きします。過去にも聞いたことがありますので、簡単でいいです。

○出口 実議長 しあわせ創造部理事、松本啓子君。

○松本しあわせ創造部理事 中原議員の質問にお答えをいたします。

子どもの国民健康保険料のうち均等割につきましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国、地方の取組として、国保制度において子どもの均等割保険料を軽減するとして、令和4年度から未就学児、6歳未満の子どもさんの健康保険料の均等割のうち10分の5を軽減することとし、本町におきましても令和3年12月に条例改正を行い、保険料の軽減を実施をしているところでございます。

保険料の軽減の内容及び財源の支援につきましては、国基準に基づき各自自治体の実施をするもので、国基準に基づく範囲につきましては、国からの財政支援を受けることができますが、それ以上に拡充した内容を実施するためには、独自で財源を確保する必要があります。

独自で財源を確保する方法として考えられますのは、一般会計からの繰入れか、もしくは国民健康保険事業財政基盤安定基金の充当が考えられますが、いずれの方法においても実施は難しいと考えております。

その理由といたしまして、まず一般会計からの繰入れにつきましては、国民健康保険法や総務省通知において規定をされており、その規定以外の理由での繰入れにつきましては、法定外の繰入れということになるため認められておりません。

また、国民健康保険事業財政基盤安定基金につきましては、以前より医療費の急増等に応じた保険料の追加負担を求めることができない場合の対応や医療費の抑制を図るための保険事業に充てることを目的に積み立てているもので、現在の国民健康保険の制度におきましては、やむを得ない財政需要に備えつつ事業費納付金の補填や保険事業の特定財源として優先的に活用する必要があります。

なお、この事業費納付金につきましては、医療費の上昇などにより納付金自体も上昇傾向にございます。本町におきましては、この事業費納付金の財源不足に当該基金を投入している状態でございます。

平成30年度の国民健康保険の制度改正以後、大阪府におきましては、国民健康保険運営方針に基づいた事業運営を行っており、制度改正に伴う激変緩和措置期間も令和5年度で終了を迎えます。この激変緩和措置期間の間におきましては、各市町村において独自の保険料率することとか、あと独自の支援策を講じることが可能とされておりましたが、令和6年度以降については、保険料率等の府内の完全統一が図られることとなり、現在の制度において独自の財源確保については非常に難しいものと考えます。

ただし、この運営方針の中において、大阪府の独自支援策として軽減の拡充等が実施されることになった場合につきましては、本町においても対応していくこととなります。子どもに係る均等割額軽減措置につきましては、大阪府、市町村、国保連合会が対等な立場で協議する場として設置をされております広域化調整会議において、対象年齢及び軽減額の拡充の動向を見ながら、必要に応じて国へ要望していくこととされており、本町といたしましても、これらの動向を鑑みながら適切に対応していきたいと考えております。

○出口 実議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 聞いていた人はほとんど内容が分からなかったのではないかと思いますけれども、国民健康保険は本当に難しいですね。答えははっきりしているのです。そんなことはできません。私が提案している子どもの保険料の均等割。子どもが1人生まれたら、年間3万、4万増え

るという仕組みなわけだけれど、それが今、半分になっているわけなのです。その半分もなくすというのが私の提案であったわけですよ。

さきほどは言いませんでしたが、就学前までしか半額減免ではないのですよ。子どもが小学校に入ったらしいはずなのに、国保料は増えるわけですよ、2倍になるわけですよ。こんなことをしていたら、子ども、2人、3人欲しくても、もうけるのに二の足、三の足、四の足、五の足と踏みますよ。それだからそこを岬町として努力できないかという提案をしていたわけです。

さきほど答弁の中で、広域化調整会議の話だとか、大阪府、運営方針というようにおっしゃっていましたが、来年度から国民健康保険が大阪府では都道府県単位化されてしまうわけなのです。私はこれは反対ですよ。だけれどその中で方針が変わったら、そこが1つの望みです。ぜひ大きく声を上げて言っていただきたいと思います。

3つ目に移りたいと思います。3つ目の提案は、保育士の配置を増やして、手厚い保育環境を整えることでもあります。保育所での虐待など痛ましい事件が報道されました。保育現場での虐待は絶対あってはなりません。もう一方で、保育士1人が担当する子どもの数が多過ぎるという問題があります。保育士の配置は国の基準に基づいて決められておりますが、現在の岬町の配置状況、実態はいかがでしょうか、お示しいただきたいと思います。

○出口 実議長 しあわせ創造部理事、松下 亨君。

○松下しあわせ創造部理事 中原議員のご質問にお答えさせていただきます。

保育士の配置基準については、国が定める配置基準はゼロ歳児については、子ども3人に対し、保育士1人、一、二歳児については、子ども6人に対し、保育士1人、3歳児については子ども20人に対し、保育士1人。四、五歳児については、子ども30人に対し、保育士1人と定められています。

本町の令和5年度当初に予定している配置基準は、児童数の多い淡輪保育所を例にとると、5歳児児童数32人に対し、保育士2名で、16対1の割合となり、国基準の30対1を大きく上回っています。同様に、4歳児児童数29人に対し、保育士2名で、14.5対1の割合で、同様に国基準の30対1を大きく上回っています。3歳児児童については、児童数18人に対し、保育士1人で、18対1で、国基準の20対1をわずかですが上回っています。2歳児児童については、児童数22人に対し、保育士4人で、5.5対1で、国基準の6対1をわずかですが上回っています。1歳児児童については、児童数19人に対して、保育士4人で、4.7対1で、国基準の6対1を上回っています。0歳児児童については、児童数5人に対し、保育士3人で、1.6対1で、国基準の3対1を大きく上回っています。

このように、どの年齢につきましても国基準を下回っていることはなく、大きく上回っている年齢もある状況です。最近、保育士による児童虐待という痛ましい事件があり、非常に残念なことが起こりました。確かに保育士が多く配置されれば、1人当たりの業務負担が減り、多忙のあまり余裕がなくなり、ストレスを抱えて子どもに当たってしまうといった不適切な保育につながる可能性は低くなると思いますが、保育士の数だけを考えるのではなく、保育士の質の向上も重要だと考えています。

本町の各保育所では、保護者が児童を安心して預けられる保育所となるよう、保育士間で質の向上を目指し、日々努力しています。具体的には、セルフチェックリスト等を利用し、保育士自らの保育を振り返り、保育の向上につなげるように心がけています。

また、保育士間で周囲に気を配ることにより、保育に行き過ぎた行為を早期発見し、所長に報告をするとともに、保育士間で業務などの改善策を話し合うようにしています。

また、児童が保育所を休む場合は、当日の午前9時までに保育所に欠席の連絡をしていただくよう保護者に依頼し、欠席の連絡がなく、保育所に児童が来ていなければ、午前10時までに保護者に連絡を入れることにより、ネグレクト等の児童虐待や自動車等での児童置き去り事故を防止できるよう心がけていきます。

○出口 実議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 国の基準も合わせてお示しをいただいて、国の基準を上回っているのは当然といえば当然なのですが、きちんとそこは守られているということや、また、いろいろ現場では質の向上、様々な事故の防止も含めて努力をされているということが示されました。

先ほどご答弁の中で、何歳児は保育士何人に対して子ども何人という、何対何ということを紹介されました。それについて少しお尋ねしますけれども、1歳児、2歳児、6対1というふうにおっしゃっていましたが、これは子ども6人に保育士1人という意味です。国の基準は何年間以上見直されていないか。

もう一つ一緒に聞きます。先ほどお示しになった4歳児、5歳児、30対1、小学校かいなど思うような数ですけどね。子ども30人に対して保育士1人というのが、国の決めている基準です。これ何年以上変わっていないかお示しいただけますか。

○出口 実議長 しあわせ創造部理事、松下 亨君。

○松下しあわせ創造部理事 中原議員の質問にお答えさせていただきます。

一、二歳児の配置基準につきましては、西暦1967年に定められていますので、56年ぐらいい経過しております、見直しされておられません。四、五歳児の配置基準につきましては、西暦1

948年に定められていますので、75年見直しされておられません。

○出口 実議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 そうなんです。ものすごい長さなんです。私が生まれる前からこの基準なんだと思って。異常なんです。日本ではずっとこの基準でやっているの、特に今お答えいただいた四、五歳児、75年変わっていない。これは基準が決められた当時からずっと子ども30人に対して保育士1人、こんな国、特にヨーロッパ、アメリカではありませんよ。こんな中で本当に保育士さんたちよくやってくださっているなというように思います。ですので、私は子どもたちの安心な成長という意味でも保育士を増やして、発達に応じて手厚い保育ができるようにすることを求めているのですけれど。

残りの時間なくなってきましたので、ここでは要望にとどめたいと思います。私は過去に委員会でも配置基準の見直しを求めています。そのときは特に1歳児さんと限定して求めました。1歳児はすごく対応が大変ということを保育士さんから聞いたことがありましたので、国の基準以上に、例えば1歳児でいったら6対1なのです。子ども6人に保育士1人、これを5対1にしたらどうかとか、そういうことをぜひご検討いただきたい、この場では要望しておきたいと思います。

併せてもう少し要望しますが、深日保育所と多奈川保育所、これは複数の年齢の子どもがクラスになっているわけなのです。深日保育所はゼロ歳児と1歳児がクラスという扱いになっている。2歳、3歳でクラスというふうになっていますので、ここも保育士を増やして、子どもたちの発達に応じた保育ができるように。多奈川保育所は、0、1、2歳でクラス、3、4、5歳でクラス。こうならざるを得ない事情もお察しはいたしますけれども、これでは子どもたちの発達、個性、伸ばせるのかと疑問を持たざるを得ない部分もありますので、保育士を増やす、そのことにぜひご尽力いただきたいと要望して終えたいと思います。

子育て支援の問題で最後です。学校給食費についてお尋ねします。コロナ対策として断続的に行ってきた学校給食費の無償化ですが、これを恒久的に行って、子育て世帯を経済面から引き続き支援してはいかがかと考えるものですが、お考えをお尋ねします。

○出口 実議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

小中学校給食費無償化事業につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い様々な面で負担増に直面している子育て世代の経済的負担を少しでも軽減できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、町の独自政策として実施してきたものです。

これまでは令和2年度、3年度は学校給食費を無償化し、令和4年度につきましては、4月から9月までは2分の1負担、10月以降は無償化としているところであり、学校給食費の恒久的な無償化に当たっては、保護者負担分としまして約4000万円の財源が新たに必要となり、大きな財政負担を伴うことから、厳しい財政状況の中、現時点では困難であると考えております。

○出口 実議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 私には全然いい答えを誰も返してくれていないけども。

財源がどうしても必要ですので、その財源もぜひ国に求めてください。それで年間4000万円程度かかると、それは年間4000万円程度、保護者の肩にのしかかっているわけですね。子どもが1人いたら年間四、五万円、2人いたら10万円仕事ということになりますよね。ここを軽減してほしいと求めたわけです。ぜひ今後お考えいただきたいと思います。

この間、ただこの間、本当にコロナ対策の給食費の無償化、半額減免保護者に本当に喜ばれています。全国的にも恒久的な制度として広がってきていますが、大阪府では、田尻町が2019年度から、千早赤坂村は今年度から、高槻市は中学校のみですけれども、恒久的に行っています。来年度からということで、河南町、太子町もコロナ対策として行っていたものを制度として続けるという見通しを示しています。大阪市もそうですよね。本当に部分的にでもいいので、岬町もぜひ他の団体に取り組んでいることに学んで頑張っていたきたいと、子育て世帯に対する様々な支援を手厚く行って子どもが増えるまちにしていくように求めて次のテーマに移りたいと思います。

公民館、図書館等整備についてお尋ねします。図書館の建設が現実的になり、住民的な期待と関心も高まっています。長期にわたって多くの方々に利用される財産となるような施設にしておくことが求められています。そこで何点かお尋ねしたいと思いますが、残り時間が少ないので、どこまで聞けるか、まずお尋ねしますが、当初、図書館等整備検討委員会という名前で始まった会議体が、公民館図書館等整備検討委員会に変更された理由をお示しいただきたいと思います。それからもう一つ併せてお聞きします。

複合型という言葉について確認をしたいと思います。というのが、今私の言ったとおり最初、具体的な施設名としては、図書館等、等についてはいるけれど図書館しか名前の中に出てきていませんでした。ところが次に、公民館、図書館等というふうが増えていきます。ということは、これは複合型を前提にされているのかどうなのか。いろんな証明を見せていただきましたけれども、岬町が決めているいろんな計画を見せていただきますと、その中では複合型も含むという表現が非常に多いんですよ。そこをどう考えるべきか、どう考えておられるのか、そのことも併せてお

教えてください。

○出口 実議長 教育委員会事務局理事、小川正純君。

○小川教育委員会事務局理事 中原議員の質問にお答えをさせていただきます。

本町の社会教育施設である淡輪公民館は老朽化が著しく、耐久性にも課題があることや駐車スペースの不足、また急な坂道によるアクセスの不足などから、その整備の喫緊の課題となっています。このことを踏まえ、淡輪公民館の整備を念頭に、複合型を含めた図書館整備が岬町過疎地域持続的発展計画に位置づけられたことから、庁内検討委員会で社会教育法などの法律にとられない複合型施設も視野に入れながら議論をしているところです。

しかしながら公民館利用者、また地域住民から図書館に特化した事業計画として受け止められていることを受け、令和4年11月に庁内検討委員会を開催し、岬町公民館、図書館等整備検討委員会に名前を変更いたしました。複合型を含めた図書館整備は本来、淡輪公民館機能や住民のニーズを反映したものとして、いわゆる複合型を含めたという表現で進めてまいりました。この複合型という意味が住民に理解されず、図書館整備だけが先行したことから名前を変更し、本事業の目的を明らかにしたものであります。

現在、本事業の基本構想の策定に向け、住民アンケートの作成、また住民参加によるワークショップの開催、現状の課題や新しい新たな施設の方向性の検討を作業を行ってまいります。今後十分な検討を行い基本構想をまとめていきたいと考えております。

加えて先ほどのF5型という意味でございますけれども、今、前回2月の11日に検討委員会を開催をして様々な方々からご意見を頂戴いたしました。先ほどもお話しさせていただきましたように、公民館の老朽化ということを前提にして公民館機能を含めたところの複合型として認識をしておりました。その中では、ニーズ的には図書機能を充実というところもありまして、文章的には図書館等というような表現でそれも複合的にしておりましたけれども、この間の検討委員会の中では公民館の中にある、いわゆるそのホールのニーズであるとか、図書機能もっとニーズを高めてくれというニーズがございましたので、公民館法並びに社会教育法に捉われない今後アンケートの調査によって、いろんな方々のニーズに合った施設という意味での複合型ということで検討を進めてまいりたいというふうに思っています。

○出口 実議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今回の答弁だと複合型について少し明確でなかったのを確認しますが、聞いた印象だと、それからこれまで進んでいる議論の中身だと複合型を含めたとか、複合型を視野に入れながらという言葉を使いながら、事実上は複合型の施設を作るという方向性で走っているというこ

とですね、うなずいておられるので、分かりました。

私、複合型がだめとは言わないのですけれども、先ほどの答弁にあったとおり図書館は図書館法、公民館は社会教育法で定義や運営について位置づけられています。複合型の施設の中で、それぞれの役割がそれぞれの法にのっとった形で実現できるのか、このことについては、私は疑問であります。時間がありません。私は総務文教委員ではないので、この問題について委員会ではお話できませんので、ぜひ今後、本来図書館は図書館法に基づいて作られ、また運営されるべきですね。公民館も当然社会教育法の中で公民館というのはこうですというふうに書かれていますので。それぞれの役割を法にのっとった形で実現できるものというのもしっかりと検討の視野にももちろん入れていただいていると思うのですけれども、抜かさず入れておいていただきたいと思います。

それでもう一つ、淡輪公民館の老朽化、確かに激しいです。雨、雨漏りの対策のためにバケツが会議室の中に並べてあったりするわけです。ですので、老朽化が著しいということは理解もしますが、老朽化の問題、それから耐震性の問題などを考えていきますと、公民館だけが1つの施設に1個に入れたらそれでいいのかと、公民館と図書館と。それなら青少年センター、文化センターはどうなっていくのということも疑問に私は感じるわけなのです。これは問題提起的に申し上げるにとどめたいと思うのですが、やはり全体の中で今度複合施設を作るとしたら、その中でどういう役割を入れるのかということについてももう少しご検討なさったほうが良いと思います。私はその点の検討は不十分だと思っています。今ない機能を図書館機能、岬町内に十分なものとしてはありません。それをしっかりやっていくというのは良いと思うのです。

それからホールの機能でまた2月11日の検討委員会のことをおっしゃいましたが、自主学習ができるようなところも欲しいという声が出ていましたよね、傍聴して聞かせてもらっていました。いろんなニーズに応えていく、そのことも必要だということでそれなら自主学習は青少年センターであるのかと、その辺もいろいろ考えて、今岬町の中にある資源、それから既に老朽化している耐震性を確保できていない、そういったことも考えた上で複合施設を作っていくならばもう一度そこはよく検討する必要があるというように思います。

いろいろ計画を進めていっておられると思いますが、人員配置について最後にお尋ねします。もう時間がないのでね、4番目に聞こうと思っていた原油価格等の高騰対策については時間がありませんから聞けません。例えば私の質問の通告用紙に書いてあることで私が言いたいことは分かると思いますので、四つ目はもう今は割愛せざるを得ません。

最後にお聞きするのは、この複合施設を作っていくためには人員配置は必要ないのかというふ

うに私は思います。特に図書館、これは専門的な知識がどうしても必要な問題もありますので、こういったことを進めていくに当たり、私は専任の職員が必要だと思っています。そのあたりについて人員体制はどのように進めていくお考えか、これは教育長にお尋ねしたいと思います。

○出口 実議長 古橋教育長。

○古橋教育長 答えさせていただきます。

事務局を担っております生涯学習課につきましては、この一大プロジェクトといえる本事業を進めるに当たっては、大きな負荷がかかってまいりますが、策定支援を委託しておりますコンサル事業者が有する知見を最大限に活用しながら、限られた人員配置の中で進めてまいりたいと考えております。

○出口 実議長 中原 晶君の質問が終わりました。

以上で、本日の一般質問は終了とします。

なお、一般質問は明日定例会2日目に引き続き行います。

これで、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

明日3月8日午前10時から会議を開きますので、ご参集のほどをよろしくお願い申し上げます。どうもご苦労さまでございました。

(午後 4時40分 散会)

以上の記録が本町議会第1回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和5年3月7日

岬町議会

議 長 出 口 実

議 員 松 尾 匡

議 員 道 工 晴 久